

## 第9章 参考資料

|                                         |         |
|-----------------------------------------|---------|
| 1. 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例                  | 79～84   |
| 2. 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則              | 85～100  |
| 3. 倉敷市ごみステーションの設置等に係る取扱要綱               | 101～103 |
| 4. 倉敷市一般廃棄物(ごみ)処分業許可取扱い要綱               | 104～105 |
| 5. 倉敷市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可取扱い要綱             | 106～108 |
| 6. 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱                  | 109～113 |
| 7. 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則              | 114～124 |
| 8. 倉敷市事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付要綱          | 125～126 |
| 9. 倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程                  | 127     |
| 10. 倉敷市水島ふれあいセンター条例                     | 128～131 |
| 11. 倉敷市リサイクル推進センター条例                    | 132～135 |
| 12. 倉敷市リサイクル推進センターにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱 | 136     |
| 13. 倉敷市西部ふれあい広場条例                       | 137～140 |
| 14. 倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例                    | 141～142 |
| 15. 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例            | 143～144 |
| 16. 倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則              | 145～147 |
| 17. 倉敷市し尿くみ取り業務補助金交付要綱                  | 148～149 |
| 18. 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱                 | 150～151 |
| 19. 倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱               | 152～153 |
| 20. 倉敷市5R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱              | 154     |
| 21. 倉敷市地域美化推進員設置要綱                      | 155～156 |
| 22. 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱                   | 157     |
| 23. 倉敷市環境衛生改善事業補助要綱                     | 158～159 |
| 24. 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱         | 160～161 |
| 25. 倉敷市家庭用品再利用銀行業務実施要領                  | 162     |
| 26. 平成24年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画                | 163～168 |
| 27. 平成23年度ごみ処理事業実績                      | 169～172 |
| 28. ごみ処理手数料改定経過                         | 173     |
| 29. し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過                  | 174     |
| 30. 一般廃棄物収集運搬業者                         | 175～177 |
| 31. 環境事業年表                              | 178～189 |

## 1. 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月25日条例第8号  
(最終改正) 平成17年9月30日

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和47年倉敷市条例第1号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 一般廃棄物及び産業廃棄物をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

(2) 一般廃棄物 産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいう。

(3) 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第1条第1号から第3号までに定めるものをいう。(4) 産業廃棄物 単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共の事業をも含む広義の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他施行令第2条第1号から第13号までに定めるものをいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、再生利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援し、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図らなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量の推進に関して、必要と認めるときは、事業者及び市民に対し、指導又は助言を行うことができる。

### (市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により、廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 事業者は、過剰包装等の回避に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発を行わなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

### (清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所に紙くず、吸い殻、空き缶、空き瓶等を捨てないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4 土木、建築工事等の施行者は、工事に伴い発生した土砂、がれき、廃材等を早期に適切に処理し、不法投棄の誘発や都市の美観を損なわないようにしなければならない。

5 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

#### (一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画は、法第6条第2項第1号から第6号までの事項を定めるものとする。

#### (一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第2項によるものとする。

3 特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第3項によるものとする。

#### (占有者の協力義務)

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物に有毒性、危険性、悪臭その他市の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのある物を混入してはならない。

#### (多量の一般廃棄物)

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) ごみ又は粗大ごみは、各々別に又はこれを合わせた量が1箇月1日平均100キログラム以上若しくは0.5立方メートル以上のもの又は一時に200キログラム以上若しくは1立方メートル以上のもの

(2) し尿又は浄化槽汚泥は、1日平均180リットル以上のもの

3 前項第1号のごみ又は粗大ごみは、焼却、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努めなければならない。

#### (一般廃棄物の処理手数料)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次に定める一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。ただし、市長が定める処理方式又は市長の指定する場所に搬入したものについては、この限りでない。

##### (1) 不燃物

ア 一般家庭から排出される不燃物(第3号に規定する粗大ごみを除く。)を市の処理場に搬入する場合は、搬入する自動車の最大積載量(1回の搬入が延べ2台以上の自動車による場合は、その合計量。)が、4,000キログラムまでを無料として次のとおり徴収する。

(ア) 4,000キログラムを超え6,000キログラムまで 2,060円

(イ) 6,000キログラムを超える場合は、超過した2,000キログラム(2,000キログラム未満は、2,000キログラムとみなす。)につき1,030円を加算する。

イ 事業活動から排出される不燃物を市の処理場に搬入する場合は、その不燃物の重量10キログラムにつき130円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(2) 可燃物

事業活動から排出される可燃物を市の処理場に搬入する場合は、その可燃物の重量10キログラムにつき130円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(3) 粗大ごみ

ア 一般家庭から排出される粗大ごみ(家具類、自転車、複合製品(可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの)等で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり2,000円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条に規定する特定家庭用機器一般廃棄物(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)を戸別収集の申込みにより収集及び運搬をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり3,600円以内で規則で定める額を徴収する。

イ 一般家庭から排出される粗大ごみを市の処理場に自己搬入して処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり500円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物を市の処理場に自己搬入する場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり1,900円以内で規則で定める額を徴収する。

(4) し尿

1回の収集につき、アからエまでの規定により算出した額を徴収する。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

ア 72リットルまで 714円

イ 72リットルを超える場合は、超過分に対し、18リットル(18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ。)ごとに178円50銭を加算する。

ウ 使用するホースが40メートルを超える場合は、315円を加算する。

エ 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域については、収集量全体に対し、18リットルごとに31円50銭を加算する。

(5) 犬、猫等の死体

1体につき 1,000円

(市が処理することができる産業廃棄物の種類)

第12条 市が処理(収集及び運搬を除く。以下この条において同じ。)することができる産業廃棄物は、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、市長があらかじめ認めたものとする。

(産業廃棄物の処理費用)

第13条 市長は、前条に定める産業廃棄物の処理に要する費用(以下「処理費用」という。)をその産業廃棄物の重量10キログラムにつき130円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(処理手数料等の徴収方法)

第14条 処理手数料及び処理費用は、次の方法により徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 処理手数料は、市長が、別に定めるもののほか、その都度納入通知書により徴収する。

(2) 処理費用は、処理の申出のあった者から、その申出の際に納入通知書により徴収する。

(処理手数料の証紙による徴収等)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、第11条第3号に規定する処理手数料は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。

2 証紙の券面金額は、100円、200円、300円、500円及び1,000円とし、その形式は、規則で定める。

3 第11条第3号に規定する処理手数料の納付は、市又は粗大ごみ収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)から証紙を購入することにより行うものとする。この場合においては、領収書は発行しない。

4 著しく汚染し、又は損傷した証紙は、無効とする。

5 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第2項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は次条に規定する売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

#### (売りさばき人の指定)

第14条の3 市長は、売りさばき人を指定できるものとし、売りさばき人を指定したとき、又は売りさばき人の指定を取り消したときは、直ちに告示するものとする。

#### (処理手数料等の減免)

第15条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、処理手数料又は処理費用を減額し、又は免除することができる。

#### (収集運搬業、処分業及び清掃業の許可等の手数料)

第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業(以下「収集運搬業」という。)、法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業(以下「処分業」という。 )又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業(以下「清掃業」という。 )の許可等を受けようとする者は、次に定める手数料を申請のときに納入しなければならない。

(1) 収集運搬業、処分業若しくは清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者  
1件につき 10,000円

(2) 収集運搬業、処分業又は清掃業の許可証の再交付を受けようとする者  
1件につき 5,000円

(3) 従事者証の交付を受けようとする者  
従事者1人につき 300円

(4) 従事者証の再交付を受けようとする者  
従事者1人につき 200円

#### (市長の減量義務)

第17条 市長は、資源ごみの収集、一般廃棄物の処理施設での資源の回収等を積極的に行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再生利用の促進を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市長は、再生利用等による一般廃棄物の減量を推進するため、再生利用の促進に関する計画を策定するものとする。

3 市長は、法第20条の2第1項に規定する登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して、必要な協力を求めることができる。

#### (市民の減量義務)

第18条 市民は、集団回収等の再生利用の促進のための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を購入するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

#### (事業者の減量義務)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用を促進するように努めなければならない。

3 事業者は、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例による。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

3 船穂町及び真備町(以下「両町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場又は倉敷市真備町不燃物投入場へ自己搬入される一般家庭から排出される不燃物の処理手数料は、第11条第1号アの規定にかかわらず、船穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年船穂町条例第24号。以下「船穂町条例」という。)又は真備町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年真備町条例第13号)(以下「両町条例」という。)の例による。

4 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域から排出される粗大ごみの処理方法及び収集に係る処理手数料は、第11条第3号アの規定にかかわらず、両町条例の例による。

5 編入日から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場へ自己搬入された粗大ごみの処理手数料は、第11条第3号イの規定にかかわらず、船穂町条例の例による。

6 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料の端数処理については、第11条第4号の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、1円未満を切り捨てるものとする。

7 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては72リットルまで360円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては72リットルまで537円とする。

8 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、第11条第4号イの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに90円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに134円25銭とする。

9 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、72リットルまで604円80銭とする。

10 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、第11条第4号イの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、18リットルごとに151円20銭とする。

11 両町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算については、第11条第4号ウ及びエの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、これを行わないものとする。

12 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域内において排出される犬、猫等の収集に係る処理手数料は、第11条第5号の規定にかかわらず、両町条例の例による。

附 則(平成8年3月22日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年4月規則第26号で、同9年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又

は徴収すべきであった処理手数料，処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は，なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は，平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は，この条例の施行の日以後に使用等の許可を受けた者について適用し，同日前に使用等の許可を受けた者については，なお従前の例による。

附 則(平成9年6月30日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は，平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において，改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し，又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料は，なお従前の例による。

附 則(平成9年9月30日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は，平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1号イ若しくは第2号又は第13条の規定の適用については，この条例の施行の日から平成10年3月31日までの間においては，改正後の条例第11条第1号イ及び第2号並びに第13条中「10キログラム」とあるのは「20キログラム」と，「60円」とあるのは「120円」とする。

附 則(平成12年3月24日条例第7号)

この条例は，平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は，平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後に処理した処理手数料及び処理費用について適用し，同日前に処理した処理手数料及び処理費用については，なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日条例第27号)

この条例は，平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第42号)

この条例は，平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月27日条例第138号)

この条例は，平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第172号)

この条例は，平成18年4月1日から施行する。

## 2. 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年7月30日規則第67号  
(最終改正) 平成21年3月31日

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年倉敷市規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の分別等)

第2条 条例第9条第1項に規定する「一般廃棄物を適正に分別」とは、固形状一般廃棄物を原則として次に掲げるごみに分別することをいう。ただし、これにより難いときは別の分別方法によることができる。

(1) 燃やせるごみ

厨芥類、プラスチック類、木くず、灰及び再生できない紙くず等で袋に入る程度の燃やせるもの

(2) 資源ごみ

紙類、布類、金属類、びん類、ガラス類等で資源として再生利用が可能なもの

(3) 埋立ごみ

陶磁器類等でおおむね18リットル缶より小さく燃やせないもの

(4) 粗大ごみ

家具類、自転車、複合製品(可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの)等で、別表第1に規定するもの

(5) 使用済乾電池

2 一般家庭から排出される一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「家庭ごみ」という。)を市の収集にゆだねる場合においては、次の各号に掲げる家庭ごみについて、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ 事前に戸別収集の申込みを行い、申込み時に取り決めた場所及び日時に持ち出さなければならない。

(2) 家庭ごみ(粗大ごみを除く。) あらかじめ定められた場所(以下「ごみステーション」という。)及び日時に持ち出さなければならない。

3 家庭ごみを市の収集にゆだねる場合若しくは市の処理場に自己搬入する場合又は事業活動から排出される一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「事業ごみ」という。)を市の処理場に搬入する場合(許可業者により搬入する場合を含む。)には、次に掲げる基準に適合した透明又は半透明の袋を使用しなければならない。ただし、袋に入れることがなじまないごみについては、この限りでない。

(1) ポリエチレン製であること。

(2) 着色料を含まないものであること。

(3) 容量が90リットル以下であること(粗大ごみの場合は、45リットル以下とする。)

(4) ごみの飛散若しくは流失又は悪臭の漏出のおそれのない丈夫なものであること。

(大掃除の計画)

第3条 建物の占有者又は管理者は、条例第6条第1項に規定する清潔を保つため、市長が大掃除の計画を定めたときは、計画に従い建物内の全般にわたって大掃除を実施するよう努めなければならない。

(清潔の保持の指導及び勧告)

第4条 市長は、条例第6条に規定する清潔の保持に関して、みだりに廃棄物が捨てられ生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地の占有者又は管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(一般廃棄物減量資源化計画書の作成等)

第5条 条例第10条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画書(以下「一般廃棄物減量資源化計画書」という。)の作成を指示し、提出させることができる事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもののうち市長が必要と認めるもの
  - (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもののうち市長が必要と認めるもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの
- 2 前項に規定する事業者(以下「大規模事業者」という。)は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物減量資源化計画書を毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 一般廃棄物の排出量、処分量及び資源化量の前年度実績及び当該年度の見込み
  - (2) 前年度実績の自己評価
  - (3) 減量及び資源化の方法
  - (4) 前3号に掲げるもののほか一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項
- 3 大規模事業者は、前項の一般廃棄物減量資源化計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第6条 市長は、一般廃棄物減量資源化計画書の計画が適当でないと認めるときは、当該大規模事業者に対して、その計画の変更を指示することができる。

- 2 市長は、大規模事業者が前条第2項及び第3項に違反したとき又は一般廃棄物減量資源化計画書の計画を実施していないと認めるときは、当該大規模事業者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(受入れの拒否)

第7条 市長は、大規模事業者が前条第2項の勧告に従わなかったときは、当該大規模事業者から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(処理方式又は指定の場所)

第8条 条例第11条ただし書に規定する「市長が定める処理方式又は市長の指定する場所」とは、し尿及び犬、猫等の死体の処理において市長が適当と認めて指示する施設へ搬入することをいう。

(ごみステーション管理責任者)

第9条 ごみステーションへごみを持ち出しする自治会等の代表者は、そのごみステーションの管理責任者を選任したときは、市長に届け出なければならない。

- 2 ごみステーションの管理責任者は、ごみステーションの管理及びごみ処理等に関する市の施策の連絡及び調整に協力しなければならない。

(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可)

第10条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
- (4) 申請者(法人にあっては、その業務を行う役員を含む。)が、法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 一般廃棄物の積替場、運搬車の車庫等の所在地、構造、平面図及び付近の見取図
- (6) 運搬車両名簿及び自動車検査証の写し

- (7) 作業計画書
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
- (4) 申請者(法人にあっては、その業務を行う役員を含む。)が、法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 処分先を証明できる書類(最終処分を除く。)
- (6) 作業計画書
- (7) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計画書、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第1号から第4号までに規定する書類
- (2) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

4 市長は、前3項の申請について適当と認めた場合は、2年の期間その他必要な条件を付けて許可するものとする。

(許可証の交付等)

第11条 市長は、前条第4項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対して、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証又は浄化槽清掃業許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

- 2 許可業者が許可証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 3 許可業者が許可証を破損したときは、その許可証を添えて市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 4 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(従事者証の交付等)

第12条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に従事する者を記載した所定の従事者証交付申請書を市長に提出して、一般廃棄物収集運搬従事者証、一般廃棄物処分従事者証又は浄化槽清掃従事者証(以下「従事者証」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 従事者証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。
- 3 従事者証を破損し、又は記載事項に変更を生じたときは、その従事者証を添えて市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。
- 4 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、法第7条の3第1項及び浄化槽法第41条第2項の規定によりその許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、所定の許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。

- 2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は事業停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、市長はその責めを負わない。

(許可証及び従事者証の返納)

第14条 許可業者は、許可証の許可期間又は従事者証の有効期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、その日から起算して7日以内に許可証又は従事者証を市長に返納しなければならない。

- 2 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、本人、相続人その他地位を承継するものは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び従事者証を返納しなければならない。
- 3 許可業者がその事業を停止されたときは、停止期間中、許可証及び従事者証を市長に返納しなければならない。
- 4 許可業者は、その従事者が退職したときは、直ちにその者の従事者証を市長に返納しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第15条 許可業者は、その事業を廃止しようとするときは、理由を記して2箇月前までに市長に届け出なければならない。

- 2 許可業者は、その事業の全部又は一部を5日以上休止しようとするときは、その理由と休止に伴う処理計画案を添えて、休止しようとする日の5日前までに市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第16条 許可業者は、第10条第1項から第3項までに規定する許可申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、事前に届け出て、その理由を記載した書類を市長に提出して承認を受けなければならない。

(同業者組合の届出)

第17条 許可業者は、同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第18条 許可業者は、廃棄物関係法令及び条例で定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

(粗大ごみの品目別等処理手数料)

第19条 条例第11条第3号に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(処理手数料等の徴収方法の特例)

第20条 条例第14条第1号に規定する「市長が、別に定めるもの」とは、次の方法をいう。

- (1) 条例第11条第3号で定めるし尿に係る処理手数料を徴収する場合において、市の職員がし尿の収集を行ったときは、当該手数料を1箇月ごとに集計し、次のいずれかにより行う。
  - ア 納入義務者が納入通知書により納付することにより、徴収する。
  - イ 納入義務者が預金口座を設けた金融機関に請求し、口座振替の方法により納付することにより、徴収する。
- (2) 事業ごみを定例的に搬入する場合において、納入義務者が、処理手数料に係る所定の後納申請書により申請を行い、市長の承認を得たときは、納入義務者が、1箇月ごとに集計された当該手数料を納入通知書により納付することにより、徴収する。
- 2 市長は、前項第2号の後納申請書を審査する場合において、当該申請者が次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該申請を承認することができる。
  - (1) 処理手数料等の滞納がないこと。
  - (2) 適正な分別収集ができること。
  - (3) 処理施設管理者の指示に従った搬入ができること。
- 3 前項に規定する後納申請の承認後、当該申請者が前項各号のいずれかの要件を満たしていないことを市長が認めたときは、当該承認を取り消すことができる。

(証紙の形式)

第21条 条例第14条の2第2項に規定する形式は、別表第2のとおりとする。

(証紙の出納保管)

第22条 会計管理者は、証紙を善良な管理者の注意をもって管理し、所定の出納簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の交付の整理)

第23条 市長は、証紙を交付したときは、所定の整理簿により、その交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の取扱方法)

第24条 別表第1に規定する粗大ごみを、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするとき、又は市の処理場に自己搬入して処分するときは、当該粗大ごみに同表に定める当該粗大ごみの処理手数料に相当する額の粗大ごみ収入証紙を貼ちよう付するものとする。なお、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするときは、粗大ごみ収入証紙に粗大ごみを排出する者の氏名及び受付番号を記載するものとする。

2 別表第1に規定する特定家庭用機器一般廃棄物を、戸別収集の申込みにより収集及び運搬をするとき、又は市の処理場に自己搬入するときは、当該粗大ごみ収入証紙の貼ちよう付のほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(再商品化等に必要な行為に関する料金の払込証明書が付された券)を貼ちよう付しなければならない。

(売りさばき人の欠格条項)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、粗大ごみ収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)となることができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者であつて、復権していないもの
- (3) 店舗その他これに類似する設備により物品の販売を業とする者以外のもの(市長が必要に応じて指定する者を除く。)

(売りさばき人の指定)

第26条 条例第14条の3の規定により売りさばき人の指定を受けようとする者は、所定の指定申請書に粗大ごみ収入証紙を売りさばく場所(以下「販売所」という。)を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、所定の指定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 売りさばき人の指定を受けた者は、販売所の見やすい位置に、所定の標札を掲げなければならない。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第27条 売りさばき人がその氏名(売りさばき人が法人であるときは、その名称若しくは代表者の氏名)を改め、又は住所を変更したときは、直ちに、所定の変更届書に当該事項を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 売りさばき人が販売所を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

第28条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに、所定の廃止届書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第29条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第14条の3の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第25条第1号又は第2号に該当することとなったとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 粗大ごみ収入証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (4) 1年以上引き続き粗大ごみ収入証紙の売りさばきをしていないとき。
- (5) 前条の規定により、売りさばき業務の廃止届があったとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

#### (証紙の買受け請求)

第30条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙を市長から買い受けようとするときは、所定の請求書を提出しなければならない。

#### (証紙の取扱手数料)

第31条 市長は、売りさばき人に対して、当該売りさばき人が買い受けた粗大ごみ収入証紙の代金の100分の10に相当する金額に100分の105を乗じて得た額を証紙取扱手数料として交付する。この場合において、確定金額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

#### (証紙の売りさばき)

第32条 売りさばき人は、粗大ごみ収入証紙の券面額で売りさばくものとし、汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙を売りさばいてはならない。

#### (証紙の交換)

第33条 売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由によって汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙と他の粗大ごみ収入証紙との交換を請求することができる。この場合においては、所定の交換請求書に当該交換しようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (証紙の買戻し)

第34条 売りさばき人が条例第14条の2第5項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、所定の還付請求書に当該還付を受けようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (証紙の返還による現金の還付)

第35条 市長は、条例第14条の2第5項ただし書に該当する場合において売りさばき人に対して現金を還付するときは、当該粗大ごみ収入証紙の券面額の合計額から当該金額の100分の10に相当する金額に100分の105を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てた額)を差し引いた金額を還付するものとする。

#### (指導又は検査)

第36条 市長は、必要があるときは、市の職員のうちから指定する者を売りさばき人の粗大ごみ収入証紙の出納保管又は売りさばき事務について、指導又は検査を行わせるものとする。

#### (財務規則の適用)

第37条 この規則に定めるもののほか、粗大ごみ収入証紙に関する会計事務については、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)に定めるところによる。

#### (処理手数料等の減免)

第38条 条例第15条に規定する「災害その他特別の事情があると認める者」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 減額 市長が特に必要があると認める者

(2) 免除

- ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業を営業者で、事業ごみを搬入するもの
- イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づいて生活扶助を受けている者で、家庭ごみを搬入するもの又は粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けるもの
- ウ 災害を受けた者(し尿を収集した場合又は家庭ごみを搬入した場合若しくは粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けた場合に限る。)
- エ 医師等の資格を有する者が、非感染性医療廃棄物である旨を所定の排出証明書により証明した医療廃棄物であって、市の指示に従って分別されたものを、当該証明書を添付して搬入する者(当該証明書記載の医療廃棄物のみを搬入した場合に限る。)
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

- 2 前項に規定する手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、所定の申請書により、市長に対し、申請を行わなければならない。ただし、前項第2号ウの場合は、この限りでない。
- 3 市長が前項の申請を承認した場合は、所定の減額承認書又は免除承認書を申請人に交付する。
- 4 第1項第1号に該当する者の減額の割合は、5割とする。ただし、条例で規定する各処理手数料等の額に本文の割合を乗じて得た額に10円未満の端数を生じる場合は、これを10円に切り上げて算定する。

(清掃主事の設置)

第39条 環境リサイクル局リサイクル推進部に清掃主事を置く。

- 2 清掃主事は、前項に規定する部署に勤務する職員のうちから市長が任命する。

(清掃主事の職務)

第40条 清掃主事は次に定める職務を行うものとする。

- (1) 条例第6条に規定する清潔の保持に関する指導
- (2) 条例第9条に規定する廃棄物の適正な分別等に関する指導
- (3) 許可業者の法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定する立入検査及び指導
- (4) 条例第5条及び第19条に規定する事業者の廃棄物の減量、再生利用等に関する指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(清掃主事証の携帯)

第41条 清掃主事は、前条の職務執行に当たり、所定の清掃主事証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により交付された一般廃棄物処理業許可証、一般廃棄物(魚津さい)収集運搬業許可証、一般廃棄物(事業活動に伴うごみ)収集運搬業許可証、浄化槽清掃業許可証、一般廃棄物処理従業員証、一般廃棄物(魚津さい)収集運搬従業員証、一般廃棄物(事業活動に伴うごみ)収集運搬従業員証又は浄化槽清掃従業員証は、この規則により交付された許可証又は従事者証とみなす。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 3 船穂町及び真備町(以下「両町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)以後両町の区域内において排出される一般廃棄物の分別等については、当分の間、第2条の規定にかかわらず、両町の例による。
- 4 編入日から平成18年9月30日までの間、両町の区域内において排出される一般廃棄物処理手数料の減免に係る取扱いについては、第38条の規定にかかわらず、両町の例による。

附 則(平成8年4月23日規則第28号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成9年2月26日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 処理手数料等の後納又は減免に係る申請等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成9年9月30日規則第79号)

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則(平成10年3月9日規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月24日規則第49号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成12年11月7日規則第61号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日規則第68号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月23日規則第50号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日規則第62号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日規則第43号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月27日規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月27日規則第117号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月24日規則第5号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年2月6日規則第56号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第56号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第19条、第24条関係)

| 種別      | 品目             | 戸別収集による<br>場合の処理手数料<br>(円) | 自己搬入による<br>場合の処理手数料<br>(円) |
|---------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| 収納家具、用具 | 衣装箱            | 200                        | 100                        |
|         | オーディオラック       | 600                        | 100                        |
|         | 飾り戸棚(幅1m未満)    | 1,000                      | 300                        |
|         | 飾り戸棚(幅1m以上)    | 1,400                      | 300                        |
|         | カラーボックス        | 200                        | 100                        |
|         | キャビネット(幅1m未満)  | 1,000                      | 300                        |
|         | キャビネット(幅1m以上)  | 1,400                      | 300                        |
|         | 金庫(幅50cm未満、小型) | 2,000                      | 500                        |
|         | 下駄箱(幅1m未満)     | 600                        | 100                        |
|         | 下駄箱(幅1m以上)     | 1,000                      | 300                        |
|         | サイドボード(幅1m未満)  | 1,000                      | 300                        |
|         | サイドボード(幅1m以上)  | 1,400                      | 300                        |

|            |                                                       |       |     |
|------------|-------------------------------------------------------|-------|-----|
|            | 書棚 (幅1m未満)                                            | 1,000 | 300 |
|            | 書棚 (幅1m以上)                                            | 1,400 | 300 |
|            | スチール棚 (幅1m未満)                                         | 200   | 100 |
|            | スチール棚 (幅1m以上)                                         | 600   | 100 |
|            | ステレオラック                                               | 600   | 100 |
|            | 整理棚 (幅1m未満)                                           | 1,000 | 300 |
|            | 整理棚 (幅1m以上)                                           | 1,400 | 300 |
|            | たんす (幅1m未満, 和, 洋, ベビータンス等)                            | 600   | 100 |
|            | たんす (幅1m以上, 和, 洋, ベビータンス等)                            | 1,000 | 300 |
|            | 茶たんす (幅1m未満)                                          | 600   | 100 |
|            | 茶たんす (幅1m以上)                                          | 1,000 | 300 |
|            | 戸棚 (幅1m未満)                                            | 1,000 | 300 |
|            | 戸棚 (幅1m以上)                                            | 1,400 | 300 |
|            | 長持                                                    | 600   | 100 |
|            | パイプハンガー (解体したもの)                                      | 200   | 100 |
|            | ファンシーケース                                              | 200   | 100 |
|            | ホームラック (幅1m未満, スチール)                                  | 200   | 100 |
|            | ホームラック (幅1m以上, スチール)                                  | 600   | 100 |
|            | 本棚 (幅1m未満)                                            | 1,000 | 300 |
|            | 本棚 (幅1m以上)                                            | 1,400 | 300 |
|            | リビングボード (幅1m未満)                                       | 1,000 | 300 |
|            | リビングボード (幅1m以上)                                       | 1,400 | 300 |
|            | ロッカー (幅60cm未満)                                        | 1,000 | 300 |
|            | ロッカー (幅60cm以上)                                        | 1,400 | 300 |
| 机, いす      | 机 (両袖そで)                                              | 1,400 | 300 |
|            | 机 (片袖そで)                                              | 1,000 | 300 |
|            | テーブル類 (食卓等, 座卓, 応接セット用)                               | 600   | 100 |
|            | ライティングデスク                                             | 1,000 | 300 |
|            | いす (回転式, デッキ, パイプ, ベビー用, 座椅子, ロッキングチェア, 陶磁器, ベンチを含む。) | 200   | 100 |
|            | いす (応接用, 1人掛け)                                        | 600   | 100 |
|            | いす (応接用, 2人掛け以上)                                      | 1,000 | 300 |
|            | ソファーベンチ (1人用)                                         | 600   | 100 |
|            | ソファーベンチ (2人以上用)                                       | 1,000 | 300 |
| 建具, 寝具, 敷物 | アコーディオンカーテン                                           | 200   | 100 |
|            | 雨戸                                                    | 200   | 100 |
|            | 網戸                                                    | 200   | 100 |
|            | アルミサッシ (網戸, ガラス戸, 枠のみ, 雨戸)                            | 200   | 100 |
|            | アコーディオンシャッター                                          | 2,000 | 500 |
|            | アコーディオン引戸                                             | 2,000 | 500 |
|            | ガラス窓, ガラス戸                                            | 200   | 100 |
|            | 木戸 (木製ドア)                                             | 200   | 100 |
|            | サッシ (枠のみ, ガラス付)                                       | 200   | 100 |
|            | 障子 (ガラス有りを含む。)                                        | 200   | 100 |
|            | 建具 (雨戸, 網戸, ふすま, 障子, 網戸等)                             | 200   | 100 |
|            | ドア                                                    | 200   | 100 |
|            | ふすま                                                   | 200   | 100 |
|            | ベッド (ベビー, サマー, ボンボン)                                  | 200   | 100 |
|            | ベッド (パイプ)                                             | 600   | 100 |
|            | ベッド (リクライニング, ソファー, 介護)                               | 1,000 | 300 |
|            | ベッドの枠 (シングル)                                          | 600   | 100 |
|            | ベッドの枠 (セミダブル, ダブル)                                    | 1,000 | 300 |
|            | 2段ベッドの枠 (1段につき)                                       | 600   | 100 |
|            | マットレス (スプリング付, シングル)                                  | 1,000 | 300 |
|            | マットレス (スプリング付, セミダブル, ダブル)                            | 1,400 | 300 |
|            | カーペット (束径10~30cm未満)                                   | 600   | 100 |

|              |                       |       |     |
|--------------|-----------------------|-------|-----|
| その他家具、<br>用具 | じゅうたん (束径10～30cm未満)   | 600   | 100 |
|              | 畳                     | 600   | 100 |
|              | 編み機                   | 200   | 100 |
|              | アイロン台                 | 200   | 100 |
|              | 衣類乾燥機台                | 200   | 100 |
|              | 衣桁こう                  | 200   | 100 |
|              | カーテンレール               | 200   | 100 |
|              | 回転ハンガー                | 200   | 100 |
|              | 傘立て                   | 200   | 100 |
|              | 額縁 (ガラス付きも含む。)        | 200   | 100 |
|              | 花台                    | 200   | 100 |
|              | キャスターハンガー             | 200   | 100 |
|              | コート掛け                 | 200   | 100 |
|              | 黒板 (幅1m以上)            | 200   | 100 |
|              | こたつ板 (1m四方以上)         | 200   | 100 |
|              | 座鏡                    | 600   | 100 |
|              | 三面鏡 (鏡が3面の鏡台、いすは別料金)  | 600   | 100 |
|              | 新聞ラック                 | 200   | 100 |
|              | 姿見                    | 200   | 100 |
|              | スリッパ立て                | 200   | 100 |
|              | ストーブガード               | 200   | 100 |
|              | スタンドミラー               | 200   | 100 |
|              | タイプライター               | 200   | 100 |
|              | ついたて                  | 600   | 100 |
|              | テレビ台                  | 200   | 100 |
|              | 電話台                   | 200   | 100 |
|              | ドレッサー (いすは別料金)        | 600   | 100 |
|              | 時計                    | 200   | 100 |
|              | 人形ケース                 | 200   | 100 |
|              | ハンガーラック (解体済み)        | 200   | 100 |
|              | パソコンラック               | 600   | 100 |
|              | 雛ひな人形の段 (金属)          | 1,000 | 300 |
|              | 雛ひな人形の段 (プラスチック、木)    | 600   | 100 |
|              | 火鉢                    | 200   | 100 |
|              | 屏びょう風                 | 200   | 100 |
|              | 仏壇 (幅1m未満)            | 1,000 | 300 |
|              | 仏壇 (幅1m以上)            | 1,400 | 300 |
|              | ブラインド                 | 200   | 100 |
|              | フラワースタンド              | 200   | 100 |
|              | ボールハンガー               | 200   | 100 |
|              | ホワイトボード               | 200   | 100 |
|              | ミシン台                  | 200   | 100 |
|              | 物干し (室内用)             | 200   | 100 |
|              | ワゴン                   | 600   | 100 |
| 電気製品         | オーブントースター             | 200   | 100 |
|              | オープンレンジ (電気、卓上式)      | 600   | 100 |
|              | オープンレンジ (電気、ビルトインタイプ) | 2,000 | 500 |
|              | 加湿器                   | 200   | 100 |
|              | 換気扇                   | 200   | 100 |
|              | 乾燥機 (食器、布団)           | 200   | 100 |
|              | 乾燥機 (食器洗い)            | 600   | 100 |
|              | 空気清浄機                 | 200   | 100 |
|              | クッキングヒーター             | 200   | 100 |
|              | こたつ (こたつ板を除く。)        | 200   | 100 |
|              | コピー機 (家庭用小型のもの)       | 600   | 100 |
|              | コンロ (電気)              | 200   | 100 |

|                      |                                                            |       |       |
|----------------------|------------------------------------------------------------|-------|-------|
|                      | ジュース                                                       | 200   | 100   |
|                      | 照明器具                                                       | 200   | 100   |
|                      | 除湿機                                                        | 200   | 100   |
|                      | 炊飯器(電気)                                                    | 200   | 100   |
|                      | ストーブ(電気)                                                   | 200   | 100   |
|                      | ズボンプレス                                                     | 200   | 100   |
|                      | 扇風機                                                        | 200   | 100   |
|                      | 掃除機                                                        | 200   | 100   |
|                      | 電子レンジ                                                      | 600   | 100   |
|                      | ドライヤー(立脚式)                                                 | 600   | 100   |
|                      | パネルヒーター                                                    | 600   | 100   |
|                      | ファクシミリ(電話機と一体型を含む。)                                        | 600   | 100   |
|                      | 複写機                                                        | 600   | 100   |
|                      | ファンヒーター(電気)                                                | 600   | 100   |
|                      | 便座(温熱式、ウォシュレット)                                            | 200   | 100   |
|                      | ホットカーペット(電気カーペット)                                          | 600   | 100   |
|                      | ホームベーカリー                                                   | 200   | 100   |
|                      | ホットプレート                                                    | 200   | 100   |
|                      | ミシン(卓上式)                                                   | 200   | 100   |
|                      | ミシン(卓上式以外)                                                 | 1,000 | 300   |
|                      | ミキサー                                                       | 200   | 100   |
|                      | モーター(家庭用)                                                  | 600   | 100   |
|                      | 餅もちつき機                                                     | 200   | 100   |
|                      | 冷水機(卓上型)                                                   | 200   | 100   |
|                      | 冷風機                                                        | 200   | 100   |
|                      | レンジフードファン                                                  | 600   | 100   |
|                      | ワープロ                                                       | 200   | 100   |
|                      | ウインドファン                                                    | 200   | 100   |
| 特定家庭用<br>機器一般廃<br>棄物 | エアコン                                                       | 2,400 | 1,300 |
|                      | テレビ                                                        | 1,700 | 900   |
|                      | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫                                               | 3,600 | 1,900 |
|                      | 電気洗濯機                                                      | 2,100 | 1,100 |
| AV、電子、ガ<br>ス、石油      | 映写機                                                        | 200   | 100   |
|                      | オーディオ機器(単品)                                                | 200   | 100   |
|                      | オーディオセット(一体型)                                              | 1,000 | 300   |
|                      | カラオケ演奏装置                                                   | 1,400 | 300   |
|                      | 写真引延し機                                                     | 200   | 100   |
|                      | ステレオスピーカー(1個)                                              | 200   | 100   |
|                      | ステレオ(アンプ、カセットデッキ、チューナー、プレーヤー、CDプレーヤー、DVDプレーヤー、MDシステムプレーヤー) | 200   | 100   |
|                      | ステレオセット(一体型)                                               | 1,000 | 300   |
|                      | ステレオ機器(単品)                                                 | 200   | 100   |
|                      | ビデオデッキ                                                     | 200   | 100   |
|                      | プロジェクター(中型30kg程度)                                          | 1,000 | 300   |
|                      | プロジェクター(大型40kg以上)                                          | 2,000 | 500   |
|                      | ラジオ                                                        | 200   | 100   |
|                      | ラジカセ、CDラジカセ                                                | 200   | 100   |
|                      | パソコン(プリンター)                                                | 200   | 100   |
|                      | オープンレンジ(ガス、卓上式)                                            | 600   | 100   |
|                      | オープンレンジ(ガス、ビルトインタイプ)                                       | 2,000 | 500   |
|                      | オープン(ガス、卓上式)                                               | 600   | 100   |
|                      | オープン(ガス、ビルトインタイプ)                                          | 2,000 | 500   |
|                      | カセットコンロ(卓上)                                                | 200   | 100   |
|                      | ガスレンジ(電子レンジ併用、卓上式)                                         | 600   | 100   |
|                      | ガスレンジ(電子レンジ併用、ビルトインタイプ)                                    | 2,000 | 500   |
|                      | ガステーブル                                                     | 600   | 100   |

|         |                                  |       |     |
|---------|----------------------------------|-------|-----|
|         | コンロ (ガス)                         | 600   | 100 |
|         | 炊飯器 (ガス)                         | 200   | 100 |
|         | ストーブ (ガス)                        | 200   | 100 |
|         | 卓上型ガスコンロ                         | 200   | 100 |
|         | ファンヒーター (ガス)                     | 600   | 100 |
|         | 湯沸機 (ガス瞬間型)                      | 200   | 100 |
|         | レンジ (ガスコンロ型)                     | 600   | 100 |
|         | ストーブ (石油)                        | 600   | 100 |
|         | ファンヒーター (石油)                     | 600   | 100 |
|         | 湯沸機 (石油瞬間型)                      | 200   | 100 |
| 水周り     | ガス台                              | 600   | 100 |
|         | かき氷器                             | 200   | 100 |
|         | 釜                                | 200   | 100 |
|         | キッチンラック                          | 600   | 100 |
|         | 杵きね (餅もちつき用)                     | 200   | 100 |
|         | 米びつ (単体)                         | 200   | 100 |
|         | 米缶 (高さ1m未満)                      | 200   | 100 |
|         | 米缶 (高さ1m以上)                      | 1,000 | 300 |
|         | 食器棚 (幅1m未満)                      | 1,000 | 300 |
|         | 食器棚 (幅1m以上)                      | 1,400 | 300 |
|         | 浄水器                              | 200   | 100 |
|         | 精米機 (家庭用)                        | 600   | 100 |
|         | 調理台                              | 600   | 100 |
|         | 漬物用樽 (重し用石類を除く。)                 | 200   | 100 |
|         | 電子レンジ台                           | 600   | 100 |
|         | 流し台 (1m未満)                       | 600   | 100 |
|         | 流し台 (1m以上)                       | 1,000 | 300 |
|         | 生ごみ処理機                           | 600   | 100 |
|         | 鍋                                | 200   | 100 |
|         | ブリキ缶 (高さ1m未満, 米保存用)              | 200   | 100 |
|         | ブリキ缶 (高さ1m以上, 米保存用)              | 1,000 | 300 |
|         | サウナ (家庭用)                        | 1,400 | 300 |
|         | すのこ (1m四方以上)                     | 200   | 100 |
|         | 風呂釜 (燃焼装置)                       | 600   | 100 |
|         | ベビーバス                            | 200   | 100 |
|         | 浴槽                               | 1,400 | 300 |
|         | ポータブルトイレ (簡易便座を含む。)              | 200   | 100 |
|         | 水槽                               | 200   | 100 |
|         | 洗面化粧台                            | 1,000 | 300 |
|         | 洗面台 (幅1m未満)                      | 600   | 100 |
|         | 洗面台 (幅1m以上)                      | 1,000 | 300 |
| 屋外用品、設備 | 犬小屋 (1m <sup>2</sup> 未満)         | 600   | 100 |
|         | 犬小屋 (1m <sup>2</sup> 以上)         | 1,000 | 300 |
|         | カーポートの支柱 (骨組み1式)                 | 2,000 | 500 |
|         | ペット小屋 (1m <sup>2</sup> 未満)       | 600   | 100 |
|         | ペット小屋 (1m <sup>2</sup> 以上)       | 1,000 | 300 |
|         | 物置 (3.3m <sup>2</sup> 未満, 解体した物) | 2,000 | 500 |
|         | 温水器 (電気, ガス, 石油, 貯湯式)            | 2,000 | 500 |
|         | 太陽熱温水器                           | 2,000 | 500 |
|         | 刈り込みばさみ                          | 200   | 100 |
|         | 脚立                               | 200   | 100 |
|         | 草刈り機                             | 200   | 100 |
|         | コンプレッサー (家庭用)                    | 600   | 100 |
|         | 作業用具類 (くわ, スコップ, つるはし等)          | 200   | 100 |
|         | 芝刈機                              | 200   | 100 |
|         | ショベル                             | 200   | 100 |

|                 |                                 |       |     |
|-----------------|---------------------------------|-------|-----|
|                 | ジャッキ                            | 200   | 100 |
|                 | スコップ                            | 200   | 100 |
|                 | 剪定ばさみ                           | 200   | 100 |
|                 | 高枝ばさみ                           | 200   | 100 |
|                 | つるはし                            | 200   | 100 |
|                 | 電気のこぎり                          | 200   | 100 |
|                 | はしご                             | 200   | 100 |
|                 | 噴霧器                             | 200   | 100 |
|                 | ミニ耕運機(家庭菜園用)                    | 1,000 | 300 |
|                 | ミニトラクター(家庭菜園用)                  | 1,000 | 300 |
|                 | 伸縮門扉                            | 2,000 | 500 |
|                 | すだれ                             | 200   | 100 |
|                 | 立てず                             | 200   | 100 |
|                 | フェンス(1mに付き)                     | 200   | 100 |
|                 | アンテナ                            | 200   | 100 |
|                 | 板(1m四方以上、厚さ3cm程度)               | 200   | 100 |
|                 | 衛星放送用アンテナ(BS、CSアンテナ)            | 200   | 100 |
|                 | 傘(5本まで)                         | 200   | 100 |
|                 | 金網(1mに付き)                       | 200   | 100 |
|                 | ガラス板(テーブル用強化ガラス)                | 200   | 100 |
|                 | 金属パイプ(長さ3m未満、1本)                | 200   | 100 |
|                 | 金属棒(長さ3m未満、束径20cm未満、1束、園芸用)     | 200   | 100 |
|                 | 空気入れ(自転車用)                      | 200   | 100 |
|                 | 玄関泥落としマット金属                     | 200   | 100 |
|                 | ごみ容器                            | 200   | 100 |
|                 | 鯉こいのぼりボール(1式)小(ベランダ用)           | 200   | 100 |
|                 | 鯉こいのぼりボール(1式)大                  | 1,000 | 300 |
|                 | コンポスト容器                         | 200   | 100 |
|                 | コードリール                          | 200   | 100 |
|                 | 焼却炉(コンクリート)                     | 2,000 | 500 |
|                 | 焼却炉(金属)                         | 600   | 100 |
|                 | スレート板                           | 200   | 100 |
|                 | 鉄板(厚さ5mm以上、長さ3m未満)              | 600   | 100 |
|                 | トタン板                            | 200   | 100 |
|                 | 灯油タンク(屋外設置型)                    | 600   | 100 |
|                 | ドラム缶                            | 1,000 | 300 |
|                 | 波板(1枚)                          | 200   | 100 |
|                 | 発電機(小型、携帯用、ポータブル式)              | 600   | 100 |
|                 | 布団干し(パイプ型)                      | 200   | 100 |
|                 | ブリキ板                            | 200   | 100 |
|                 | プラスチック板(1m四方以上)                 | 200   | 100 |
|                 | ベニヤ板(1枚)                        | 200   | 100 |
|                 | ホースリール(ホースを含む。)                 | 200   | 100 |
|                 | ポンプ(水中式、手押し式、電動据付式)             | 1,000 | 300 |
|                 | 木材(直径10cm未満、長さ1～3m未満、束径30cm未満)  | 200   | 100 |
|                 | 庭木類(直径10cm未満、長さ1～3m未満、束径30cm未満) | 200   | 100 |
|                 | 物干し竿                            | 200   | 100 |
|                 | 物干し柱(土台付1体)                     | 1,400 | 300 |
|                 | 物干し柱(土台なし1本)                    | 200   | 100 |
|                 | 物干し台(土台のみ)                      | 1,400 | 300 |
| 諸車、レジャー、スポーツ、健康 | 一輪車(作業用、運搬用)                    | 600   | 100 |
|                 | 一輪車(スポーツ用)                      | 200   | 100 |
|                 | 乳母車(ベビーカー)                      | 200   | 100 |
|                 | 車椅子(手動型)                        | 600   | 100 |
|                 | 車椅子(電動)                         | 1,400 | 300 |
|                 | 原動機付自転車(オートバイ50cc以下)            | 2,000 | 500 |

|                        |       |     |
|------------------------|-------|-----|
| 子供用足漕こぎ四輪車             | 200   | 100 |
| 三輪車(子供用)               | 200   | 100 |
| 三輪車(大人用)               | 600   | 100 |
| 自転車                    | 600   | 100 |
| ショッピングカート(手押し車)        | 200   | 100 |
| シルバーカー(手押し車)           | 200   | 100 |
| シルバーカー(電動車)            | 1,400 | 300 |
| 台車                     | 200   | 100 |
| タイヤホイール                | 200   | 100 |
| 電動アシスト自転車              | 1,000 | 300 |
| リヤカー                   | 1,000 | 300 |
| 車両装備品(ルーフボックス、スキーキャリア) | 200   | 100 |
| スーツケース(1m四方以上)         | 200   | 100 |
| スキーキャリア                | 200   | 100 |
| チャイルドシート               | 200   | 100 |
| テント一式                  | 200   | 100 |
| トランク(1m四方以上)           | 200   | 100 |
| バーベキューセット              | 200   | 100 |
| ビーチバラソル                | 200   | 100 |
| ピクニックテーブル              | 200   | 100 |
| 望遠鏡                    | 200   | 100 |
| マージャン台(電動)             | 1,400 | 300 |
| 旅行用かばん(1m四方以上)         | 200   | 100 |
| ルーフボックス                | 200   | 100 |
| レジャーテーブル               | 200   | 100 |
| ゴルフ用具セット               | 200   | 100 |
| サーフボード                 | 200   | 100 |
| スキー用具セット               | 200   | 100 |
| スケート靴(1足)              | 200   | 100 |
| スノーボード                 | 200   | 100 |
| 卓球台                    | 2,000 | 500 |
| 鉄棒(運動用)                | 600   | 100 |
| トランポリン                 | 600   | 100 |
| バスケットゴール               | 1,400 | 300 |
| バスケットゴール(ゴール板のみ)       | 200   | 100 |
| ハングライダー                | 600   | 100 |
| ローラースケート(一足)           | 200   | 100 |
| あんま機(いす型以外)            | 200   | 100 |
| あんま機(いす型)              | 1,400 | 300 |
| 足踏み健康器                 | 600   | 100 |
| エアロバイク(電動以外)           | 600   | 100 |
| エアロバイク(電動)             | 2,000 | 500 |
| 体重計                    | 200   | 100 |
| 低周波治療機                 | 200   | 100 |
| ぶら下がり健康器               | 600   | 100 |
| ヘルスメーター                | 200   | 100 |
| マッサージ機(いす型以外)          | 200   | 100 |
| マッサージ機(いす型)            | 1,400 | 300 |
| ランニングマシン(電動以外)         | 600   | 100 |
| ランニングマシン(電動)           | 2,000 | 500 |
| ルームランナー(電動以外)          | 600   | 100 |
| ルームランナー(電動)            | 2,000 | 500 |
| 子供用遊具(歩行器、ゆりかご等)       | 200   | 100 |
| ジャングルジム(子供用遊具)         | 200   | 100 |
| 滑り台(室内用を含む。)           | 600   | 100 |
| ブランコ                   | 600   | 100 |

|  |        |       |     |
|--|--------|-------|-----|
|  | エレクトーン | 2,000 | 500 |
|  | オルガン   | 1,400 | 300 |
|  | キーボード  | 200   | 100 |
|  | ギター    | 200   | 100 |
|  | 琴      | 200   | 100 |
|  | 電子オルガン | 2,000 | 500 |
|  | 電子ピアノ  | 2,000 | 500 |

#### 備考

- 1 本表に規定する処理手数料は、当該品目1個当たりの金額とする。ただし、複合製品であって、18リットル缶より小さい物で45リットル入り透明又は半透明の袋に入れ、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合の処理手数料は、1袋当たり200円とし、市の処理場に自己搬入して処分をする場合の処理手数料は、1袋当たり100円とする。
- 2 本表中の品目にあるゴルフ用具セット(各種クラブ類)又はスキー用具セット(スキー板及びストック)については、当該品目の1セットに満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなすものとする。
- 3 本表中の品目にないものについては、類似した本表中の品目のいずれかに該当するものとみなし、当該品目の処理手数料を適用する。

別表第2(第21条関係)

証紙の形式

(1) 証紙の寸法 縦15センチメートル・横8センチメートル

(2) 印刷文字の色 文字黒色 市章黒色

(3) 証紙の色 100円券 白色 200円券 緑色 300円券 黄色 500円券 青色 1,000円券 赤色

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>倉敷市</p> <p>粗大ごみ収入証紙</p> <p>粗大ごみ処理券</p> <p>100円券</p>                                                                                                                                                                                                          |  |
| <p>氏名</p> <p>受付番号</p>                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。</p> <p>○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。</p> <p>氏名及び受付番号は必ずご記入ください。</p> <p>○この処理券は、紛失又は破損した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>○この処理券は、払い戻しできません。</p> <p>この処理券は、シールになっています。</p> <p>粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。</p> |  |
| <p>4 6599939 001007</p>                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| <p>倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300</p> <p>H13-A000000</p>                                                                                                                                                                                                            |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>倉敷市</p> <p>粗大ごみ収入証紙</p> <p>粗大ごみ処理券</p> <p>200円券</p>                                                                                                                                                                                                          |  |
| <p>氏名</p> <p>受付番号</p>                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。</p> <p>○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。</p> <p>氏名及び受付番号は必ずご記入ください。</p> <p>○この処理券は、紛失又は破損した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>○この処理券は、払い戻しできません。</p> <p>この処理券は、シールになっています。</p> <p>粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。</p> |  |
| <p>4 6599939 002004</p>                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| <p>倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300</p> <p>H13-B000000</p>                                                                                                                                                                                                            |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>倉敷市</p> <p>粗大ごみ収入証紙</p> <p>粗大ごみ処理券</p> <p>300円券</p>                                                                                                                                                                                                          |  |
| <p>氏名</p> <p>受付番号</p>                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。</p> <p>○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。</p> <p>氏名及び受付番号は必ずご記入ください。</p> <p>○この処理券は、紛失又は破損した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>○この処理券は、払い戻しできません。</p> <p>この処理券は、シールになっています。</p> <p>粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。</p> |  |
| <p>4 6599939 003001</p>                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| <p>倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300</p> <p>H13-C000000</p>                                                                                                                                                                                                            |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>倉敷市</p> <p>粗大ごみ収入証紙</p> <p>粗大ごみ処理券</p> <p>500円券</p>                                                                                                                                                                                                          |  |
| <p>氏名</p> <p>受付番号</p>                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。</p> <p>○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。</p> <p>氏名及び受付番号は必ずご記入ください。</p> <p>○この処理券は、紛失又は破損した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>○この処理券は、払い戻しできません。</p> <p>この処理券は、シールになっています。</p> <p>粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。</p> |  |
| <p>4 6599939 005005</p>                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| <p>倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300</p> <p>H13-D000000</p>                                                                                                                                                                                                            |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>倉敷市</p> <p>粗大ごみ収入証紙</p> <p>粗大ごみ処理券</p> <p>1,000円券</p>                                                                                                                                                                                                        |  |
| <p>氏名</p> <p>受付番号</p>                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| <p>○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。</p> <p>○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。</p> <p>氏名及び受付番号は必ずご記入ください。</p> <p>○この処理券は、紛失又は破損した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>○この処理券は、払い戻しできません。</p> <p>この処理券は、シールになっています。</p> <p>粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。</p> |  |
| <p>4 6599939 010003</p>                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| <p>倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300</p> <p>H13-E000000</p>                                                                                                                                                                                                            |  |

### 3. 倉敷市ごみステーションの設置等に係る取扱要綱

平成15年3月31日告示第211号

(最終改正) 平成19年12月11日

#### (趣旨)

第1条 市民の良好な生活環境を保持するとともに、市民生活から排出される家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、家庭ごみを持ち出しするごみステーションの新規設置、移設、改善(以下「設置等」という。)及び適正管理について必要な事項を定めるものとする。

#### (事前協議)

第2条 市が行う家庭ごみの収集及び処理に委ねる目的で、ごみステーションの設置等を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、当該区域を管轄する環境センターの所長又は支所長(以下「所長等」という。)に所定の設置等協議書を提出し事前協議を行うものとする。

2 ごみステーションを公共用地に設置等する場合においては、当該公共用地の管理者との事前協議をあわせて行うものとする。

#### (現地調査)

第3条 市は、事前協議に基づき必要に応じて申請者に立会いを求め、現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

#### (申請)

第4条 申請者は、第2条の事前協議が整った場合で、ごみステーションの設置等を行おうとするときは、事前協議を行った所長等に、所定の設置等申請書を提出するものとする。

#### (申請者)

第5条 ごみステーションの設置等に係る申請者は、次に掲げる者とする。

- (1) 環境衛生改善組合の長若しくは町内会長又はそれらと同等の立場にある者
- (2) 住宅団地の開発者又はアパート若しくはマンションの建築主

#### (利用世帯数)

第6条 ごみステーションの1箇所当たりの利用世帯数は、30世帯から50世帯までを基本とする。

#### (設置等場所)

第7条 ごみステーションの設置等をする場所は、収集作業及び利用者の利便上、危険でない場所であって次の条件を満たさなければならない。

- (1) 道路に面している場合

ア 道幅がおおむね4メートル以上であること。

イ ごみ収集車両が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの道幅又は転回場所があること。

ウ 交差点から5メートル以上かつバスの停留所から10メートル以上離れていること。

エ ごみ収集車両がスムーズに停車できること。

(2) 道路に面していない場合 ごみ収集車両が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの通路又は転回場所があること。

#### (同意)

第8条 申請者は、ごみステーションの設置等について、設置等される土地及びその敷地内にある建物の所有者から同意書を取り、第4条の設置等申請書に添えて、所長等に提出しなければならない。

2 申請者は、公共用地にごみステーションの設置等を行おうとするときは、ごみステーション構造物から6メートル

ル以内の土地及び建物の所有者から同意書を取り、第4条の設置等申請書に添えて、所長等に提出しなければならない。

(紛争等)

第9条 申請者は、ごみステーションの設置等に当たっては、付近住民の生活環境に配慮しなければならない。

2 ごみステーションの設置等を行ったことにより、付近住民との間に紛争が生じた場合は、申請者又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

(床面積、構造)

第10条 ごみステーションの設置等を行う場合、その床面積及び構造は、次のとおりとする。

(1) 床面積

ア 10世帯以下の場合 4平方メートル以上

イ 11世帯から50世帯までの場合 6平方メートル以上

ウ 51世帯から100世帯までの場合 8平方メートル以上

エ 101世帯以上の場合 10平方メートル以上

(2) 構造

ア 取り出し口 道路等に面した側に取り出し口を設けることとし、幅はおおむね2メートル以上とする。

イ 高さ 出入口及び内部は、おおむね2メートル以上とする。

ウ 床 コンクリート打ちにするなど、排水等を考慮した構造とする。

エ 給排水 給水及び排水設備は、可能な限り設置するものとする。

オ 屋根及び囲い 雨天時及び動物等による散乱を想定し、屋根及び囲いを設けるものとする。

2 前項に規定する床面積及び構造について、設置等を行うに当たり、土地条件等によりこれを確保することができない場合において、所長等が特に認めるときは、この限りでない。

(設置等完了)

第11条 所長等は、所定の設置等申請書を審査した後、ごみステーションの設置等について適当と認めた場合は、所定の設置等承諾書を交付するものとする。

2 申請者は、工事の完了を確認した後、設置等の申請を行った所長等に対し、所定の設置等完了届を提出するものとし、これを受け付けた所長等は現地を調査し、完了を確認するものとする。

(収集開始)

第12条 前条第2項の調査により、ごみステーションが申請書の内容と相違なく、適当であると認められた場合、申請者は所定の依頼書により、所長等にごみ収集を依頼するものとする。

2 依頼を受けた所長等は、当該申請者に対し、所定の開始通知書の交付を行うものとする。

3 収集開始の通知を受けた後、利用者への周知は、申請者において行うものとする。

(管理等)

第13条 ごみステーションは、利用者が管理するものとし、利用するに当たっては、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)第2条に規定するごみの分別、出し方等のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔の保持に努めなければならない。

2 アパート又はマンションにあっては、原則として所有者又は実質的にこれらを管理する者がごみステーションを管理するものとし、利用者に対し、ごみの分別、出し方等のルールを遵守するよう指導しなければならない。

(廃止及び中止)

第14条 ごみステーションの廃止又は利用の中止をしようとするときは、所長等に所定の廃止(中止)届を提出するものとする。

2 規則第4条に基づく指導又は勧告にもかかわらず、清潔の保持がなされないとき又は収集することが不相当と所長等が認めたときは、管理者等にその旨を通知し、ごみステーションの収集業務を中止することができる。ただ

し、清潔の保持の回復等が行われ、収集することが適当と認められたときは、管理者等と協議の後、収集業務を再開するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に設置してあるごみステーションについては、これを移設又は改善(軽微なものは除く。)するときまでは、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月28日告示第505号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年12月11日告示第619号)

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 4. 倉敷市一般廃棄物(ごみ)処分業許可取扱い要綱

平成17年5月2日告示第307号

(最終改正)平成20年6月25日

##### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第6項及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物(ごみ)処分業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (許可の対象となる廃棄物)

第2条 法第7条第6項の許可は、次に掲げる廃棄物の処分を行う場合に限り行うものとする。

- (1) 再生利用を目的とし、破碎処理され、又は炭化処理される木くず
- (2) 再生利用を目的とし、たい肥化され、飼料化され、又はガス化される食品廃棄物等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再生利用の目的から適当であると市長が認めた一般廃棄物

##### (許可申請の時期)

第3条 規則第10条第2項の規定による許可申請書は、一般廃棄物処分業の許可を受ける場合にあっては許可を受けようとする日の1箇月前までに、当該許可の更新を受ける場合にあっては許可期間が満了する日の2箇月前までに市長に提出しなければならない。

##### (許可基準)

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の4に規定する許可基準の本市における運用については、次のとおりとする。

- (1) 住所(法人の場合は、事務所の所在地)が市内にあること。
- (2) 市内に処理施設を有していること。
- (3) 処理を行おうとする廃棄物の搬出事業者と継続的委託契約を締結する予定があること。
- (4) 処理される廃棄物が、適正に再生利用されること。

##### (添付書類)

第5条 規則第10条第2項第9号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 得意先名簿
- (2) 業務経歴書
- (3) 事業所の写真及び配置図
- (4) 本市の産業廃棄物処分業の許可を受けている者は、その許可証の写し
- (5) 本市以外の地方公共団体における法に基づく許可及び委託の状況

##### (許可証の返納)

第6条 規則第10条第4項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、規則第15条第1項の規定により廃止届を提出したときは、許可証を返納しなければならない。

##### (実績報告)

第7条 許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿に基づき、毎年4月末日までに前年度の一般廃棄物の処分の実績を廃棄物の種類及び排出事業者別に月単位で集計し、所定の実績報告書により市長に報告しなければならない。

##### (事業計画報告書)

第8条 許可業者は、毎年2月末日までに翌年度の処理計画を廃棄物の種類及び排出事業者別に集計し、所定の事業計画報告書により市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第9条 規則第18条の市長が指示した事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市以外の区域で発生した一般廃棄物を処分しないこと。
- (2) 作業については、常に衛生面に配慮し、保護具(ヘルメット等)を装着する等安全かつ適正に行わなければならないこと。
- (3) 一般廃棄物の処分に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境保全上支障を生じないようにすること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年6月25日告示第409号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年11月6日告示第622号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 5. 倉敷市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可取扱い要綱

平成13年5月31日告示第326号

(最終改正) 平成14年7月17日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物(ごみ)収集運搬業(以下「業」という。)の許可に関して必要な事項を定めるものとする。

### (運用基準)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の2に規定する許可の基準の本市における運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住所(法人の場合は、事務所の所在地)が市内にあること。
- (2) 事業計画に適合した収集運搬車両を有していること。
- (3) 市内に収集運搬車両の車庫を有していること。
- (4) 市内に収集運搬車両の洗車施設を確保していること。
- (5) 事業計画において、積替えを行うこととする者にあつては、市内に積替施設(積替えに係る一時保管をする場合は、当該一時保管の場所を含む。以下同じ。)を有していること。
- (6) 許可申請を行う者(法人の場合は、代表者、事業場の代表者又は業務を行う役員に限る。)が過去5年以内に市が別に定める廃棄物の収集運搬に関する講習を修了又は当該年度の12月末までに講習を修了する見込みであること。ただし、許可申請の際、本市の業の新規の許可を受けた日から継続して5年以上経過している者は、この限りでない。

### (添付書類)

第3条 規則第10条第1項第9号の市長が必要と認める書類は、別表に掲げるとおりとする。ただし、更新の許可申請については、同表2の項、6の項から8の項まで及び18の項に規定する書類に限るものとする。

### (事前協議)

第4条 新規に許可を受けようとする者は、毎年7月1日から8月15日(倉敷市の休日を定める条例(平成元年倉敷市条例第40号。以下「条例」という。))に規定する市の休日に当たるときは、その前日)までに事前協議書を市長に提出しなければならない。

### (許可申請説明会)

第5条 新規許可申請を行おうとする者は、市長が開催する業に関する説明会に出席し、その説明を受けるものとする。

2 市長は、前項の説明会を毎年8月下旬を目途に開催するものとする。

### (受付期間)

第6条 新規の許可申請の受付期間は、毎年、前条の説明会の開催の日から9月末日(条例に規定する市の休日に当たるときは、その前日)までとする。

### (検査)

第7条 市長は、新規の許可の審査に先立って、別に定める基準に従って、関係職員に検査を行わせるものとする。この場合において、収集運搬車両、事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)及び積替施設に係るものについては、実地検査によるものとする。

2 前項の実地検査で不備があった場合は、改善後、再度、実地検査を受けることができるものとする。

3 前2項に定める実地検査は、11月上旬から翌年2月中旬までの期間に実施日を指定して行うものとする。

(許可等)

第8条 市長は、倉敷市清掃事業審議会規程(昭和45年倉敷市訓令第6号)に規定する倉敷市清掃事業審議会の審査を経て、新規の許可を決定するものとする。

2 前項の許可の日は、3月1日とする。

3 許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対しては、規則第11条第1項の一般廃棄物収集運搬業許可証に加え、次に掲げる書類等を交付する。

- (1) 許可車両ステッカー
- (2) 計量カード
- (3) 収集運搬説明書
- (4) 分別持込説明書
- (5) 業務実績報告書
- (6) 収集運搬量の明細書
- (7) 許可申請書副本
- (8) 臨時車両許可申請書
- (9) 変更届

4 市施設に持ち込む際に使用する計量カードは、収集運搬車両ごとに貸与することができるものとする。

(更新許可)

第9条 更新の許可を受けようとする者は、許可期限日の2箇月前までに市長に許可申請書を提出しなければならない。

(業の廃止又は休止)

第10条 許可業者は、規則第15条第1項の規定により廃止届を提出したときは、第8条第3項に規定する許可証、許可車両ステッカー及び計量カードを返納しなければならない。

2 許可業者は、規則第15条第2項の規定により休止を届け出たときは、当該休止の業に係る計量カードを返納しなければならない。

(変更)

第11条 許可業者は、規則第16条の規定による変更の届出の内容が収集運搬車両、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)又は積替施設に関するときは、あらかじめ市長の実地検査を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 規則第18条の市長が指示した事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第7条第7項の一般廃棄物の収集を行うことができる区域は市内一円とし、市外で発生した廃棄物を市の処理施設には持ち込まないこと。
- (2) 一般廃棄物収集運搬に使用する車両は、市に届出を行い、車両検査を受け、市長が指定する表示等の措置を行ったものであること。
- (3) 一般廃棄物は、持込み先処理施設の基準に適合させて分別し、混合しないように持ち込むこと。
- (4) 収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動等によって、生活環境保全上支障を生じないようにすること。
- (5) 一般廃棄物の積替えは、市長に届出を行い、検査を受けた施設以外では行わないこと。
- (6) 収集運搬車両、車庫及び積替施設については、常に清潔に保つこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に許可を受けた者に対する同日以後に行う最初の更新の許可までの間の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 前項の規定による最初の更新の許可申請については、第3条ただし書の規定にかかわらず、同条本文の規定を適用する。
- 4 平成13年度に新規の許可申請を行う者については、別表2の項に掲げる廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証の提出を平成13年12月末まで猶予することができる。

附 則(平成14年7月17日告示第401号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

| 番号 | 添付書類                                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 申請者(法人の場合は役員等の全員)の身分証明書                                                   |
| 2  | 廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証(過去5年以内に修了したものであって、本人、法人の代表者、事業場の代表者又は法人の業務を行う役員のものに限る) |
| 3  | 事務所付近見取図                                                                  |
| 4  | 事務所の土地及び建物の登記簿謄本                                                          |
| 5  | 事務所の所有者と申請者とが違う場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)                              |
| 6  | 収集運搬車両の写真                                                                 |
| 7  | 車両の所有者と申請者とが違う場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)                               |
| 8  | 運搬容器(コンテナ)設置事業所一覧表                                                        |
| 9  | 車庫の土地及び建物の登記簿謄本                                                           |
| 10 | 車庫の所有者と申請者とが違う場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)                               |
| 11 | 洗車施設付近見取図                                                                 |
| 12 | 洗車施設の所有者と申請者とが違う場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)                             |
| 13 | 積替施設の土地及び建物の登記簿謄本                                                         |
| 14 | 積替施設の所有者と申請者とが違う場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)                             |
| 15 | 資金計画書                                                                     |
| 16 | 銀行の残高証明書、金融機関等の融資証明書等その他資産に関する調書                                          |
| 17 | 貸借対照表及び損益計算書(直近の2年分)                                                      |
| 18 | 廃棄物処理に関する事業許可一覧表(許可証の写しを添付すること。)                                          |

## 6. 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱

平成23年4月13日告示第234号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設の設置等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って一般廃棄物を生じさせる者をいう。
- (3) 処分業者 法第7条第6項の許可を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (4) 中間処理施設 一般廃棄物の再生、減量化、無害化等中間的な処分を行う施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- (5) 中間処理場 中間処理施設を設置し、中間処理を行う事業場をいう。
- (6) 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分を行う施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- (7) 法定施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条に規定するごみ処理施設をいう。
- (8) 業施設 処分業者が設置するごみ処理施設であって、法定施設を除くものとする。
- (9) 処理施設 法定施設又は業施設をいう。
- (10) 処理施設の設置 処理施設を新たに設けることをいい、既存施設を新たに処理施設として使用するものを含むものとする。
- (11) 処理施設の変更 自社処理用施設の処分業用施設への転用、承継した施設の処分業用施設としての転用等処理施設の使用目的を変更すること及び処分する一般廃棄物の種類の追加又は変更、処理能力の増大、維持管理の計画の変更等処理施設の構造等を変更することをいい、軽微なものを除くものとする。

### (設置等の協議)

第3条 処理施設の設置をしようとする者は、法第7条第6項又は法第8条第1項の許可の申請の前に、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行い、その事前協議を終了しなければならないものとする。

2 処理施設の変更をしようとする者は、法第7条の2第1項又は法第9条第1項の許可の申請の前に事前協議を行い、その事前協議を終了しなければならないものとする。

### (調整会議の設置等)

第4条 処理施設の設置又は変更（以下「処理施設の設置等」という。）の計画について、関係法令との整合を図り適正な指導及び助言を行うため、一般廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### (事業概要書)

第5条 事前協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、所定の事業概要書（以下「概要書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の概要書には、次に掲げる図面等を添付するものとし、その提出部数は正本1部、副本1部（市長が別途指示する場合は、その部数）とする。

- (1) 付近の見取図
- (2) 設置場所の周囲1キロメートル以内の地形図（縮尺1万分の1程度）
- (3) 中間処理場又は最終処分場における施設等の配置図
- (4) 処理施設の計画概要図（処理方法、構造及び設備の概要等）
- (5) 中間処理場又は最終処分場に係る土地の公図又は地積図の写し及び登記事項証明書

- (6) 法定施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、当該施設を設置又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の計画を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（現地調査）

第6条 市長は、事前協議を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（指示事項の通知）

第7条 市長は、概要書の提出があったときは、これを審査し、協議者に対し当該概要書の計画に対する留意すべき事項等（以下「指示事項」という。）を通知するものとする。

- 2 協議者は、前項の規定による指示事項の通知を受けたときは、当該指示事項に従い処理施設の設置等の計画又は生活環境影響調査の計画の再検討及び関係機関との協議を行わなければならない。

（事前計画書）

第8条 協議者は、前条第1項に規定する指示事項の通知を受けた日から1年以内に、当該指示事項に対する措置を行い、所定の事前計画書（以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な事由があると認めるときは、通知を受けた日から1年を経過した後においても計画書を提出することができる。

- 2 前項の計画書には、隣接する土地所有者、周辺住民及びその他の利害関係者（以下「地元住民等」という。）の同意書のほか別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正本1部、副本1部（市長が別途指示する場合は、その部数）とする。

（地元住民等の同意書）

第9条 前条第2項に規定する地元住民等の同意書とは、次の各号に定める者の同意書をいう。

- (1) 隣接の土地の所有者
- (2) 地元住民の代表者
- (3) 放流先の水利関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する同意書の添付を省略することができるものとする。

- (1) 一般廃棄物処分業の許可を受け、事業を行っている者が、地元住民等と一般廃棄物の処分に関し、環境保全協定、同意書及びこれらに類する書類を取り交わし、その範囲内において処理施設の設置等を行い、事業の範囲を拡大するとき。
- (2) 処理施設の更新（処理能力の増大を伴わないものに限る。）を行い、又は環境汚染防止対策設備を整備するとき。
- (3) 排出事業者が自ら排出した一般廃棄物を自ら処分するための中間処理施設の設置又は変更であり、かつ、その設置場所が処分する一般廃棄物を排出する事業場内であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が同意書の添付を要しないと認めるとき。

（設置に係る基準）

第10条 協議者は、処理施設の設置等について、法に定める技術上の基準のほか市長が別に定める基準を遵守しなければならない。

（意見聴取）

第11条 市長は、事前協議を受けたときは、当該計画に係る処理施設の設置等について調整会議に諮り意見を聴くものとする。

- 2 市長は、事前協議を受けた場合において、当該処理施設の設置等に関して生活環境保全上必要と認めるときは、岡山県知事又は他の市町の長に対して意見を聴くことができる。
- 3 市長は、事前協議を受けたときは、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(指導事項及び措置)

- 第12条 市長は、前条の規定により聴取した意見を踏まえて計画書の内容を審査し、必要と認めるときは、協議者に対し当該計画の変更若しくは中止又は留意すべき事項（以下「指導事項」という。）を通知するものとする。
- 2 協議者は、指導事項の通知を受けたときは、指導事項に対する必要な措置を講じるための関係機関との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。
- 3 協議者は、指導事項に対する必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを審査して、指導事項が是正されていないと認めるときは、協議者に対し再度、指導事項を通知するものとする。
- 5 市長は、協議者が指導事項の通知を行った日から2年を経過しても第3項の規定による報告を行わないとき、又は指導事項に対する措置を講じることが困難であると認めるときは、協議者から事情を聴取したうえで、当該事前協議の取下げを勧告することができる。

(事前協議の終了)

- 第13条 市長は、計画書の内容を承認したときは、事前協議を終了し、その旨を協議者に対し通知するものとする。
- 2 協議者が、前項の規定による通知を受けた日から2年を経過するまでに、事前協議に係る工事を完了しない場合は、同項の規定による承認は、その効力を失う。ただし、協議者から申出があった場合において、市長が正当な事由があると認めるときは、この限りでない。

(環境保全協定等の締結)

- 第14条 協議者は、地元住民等と生活環境の保全に関する協定等の締結に努めなければならない。

(施設許可申請及び工事着手の時期)

- 第15条 法定施設の協議者は、第13条第1項の規定による事前協議の終了の通知を受けるまでの間は、法第8条第1項又は法第9条第1項の許可の申請を行うことができないものとする。
- 2 業施設の協議者は、第13条第1項の規定による事前協議の終了の通知を受けるまでの間は、一般廃棄物関係施設の設置等の工事に着手することができないものとする。

(縦覧に供する場所)

- 第16条 法第8条第1項の許可の申請に係る申請書等の縦覧は、一般廃棄物対策課及び当該申請に係る施設を設置する場所を管轄する支所で行う。

(工事着手の報告)

- 第17条 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可を受けた者（業施設にあっては、第13条第1項の規定による事前協議終了の通知を受けた者。以下「設置者等」という。）は、処理施設の設置等の工事に着手するときは、工事着手の10日前までに、所定の工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

(工事完了の報告等)

- 第18条 設置者等は、処理施設の工事が完了したときは、遅滞なく、所定の工事完了報告書（法定施設の設置者にあつては、併せて所定の一般廃棄物処理施設使用前検査申請書）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告書又は申請書の提出があったときは、速やかに使用前検査を行い、その旨を設置者等に通知するものとする。

(処分業の許可申請の時期)

- 第19条 法第7条第6項又は法第7条の2第1項の許可の申請は、法第8条の2第5項の検査に係る確認通知又は前条第2項に規定する使用前検査の確認に係る通知を受けた後に行わなければならない。

(使用開始の報告)

第20条 設置者等は、当該処理施設の使用開始の日から30日以内に、所定の使用開始報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表(第8条関係)

|    | 添付書類                                                                                                                                                                                  | 法定<br>施設 | 業 施<br>設 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|
| 1  | (1) 申請者が法人である場合は、役員(法第7条第5項第4号りに規定する役員をいう。)の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)又は外国人登録証明書の写し及び登記事項証明書<br>(2) 申請者が個人である場合は、当該申請者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)又は外国人登録証明書の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 | ○        | ○        |
| 2  | 申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)又は外国人登録証明書の写し(当該株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書(全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書))                       | ○        | ○        |
| 3  | 申請者が個人である場合で、当該申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)又は外国人登録証明書の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書                                                                | ○        | ○        |
| 4  | 令第4条の7に規定する使用人がいる場合は、当該使用人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)又は外国人登録証明書の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書                                                                                          | ○        | ○        |
| 5  | 事務所等の写真(土地又は建物を借用している場合は、併せて借用証書類)                                                                                                                                                    | ○        | ○        |
| 6  | 移動式の間処理施設にあっては、車両の写真(前面及び側面)                                                                                                                                                          | ○        | ○        |
| 7  | 移動式の間処理施設にあっては、車両の検査証の写し(車両を借用している場合は、併せてそれを占有することを証する書類)                                                                                                                             | ○        | ○        |
| 8  | 車庫の写真及び登記事項証明書(土地又は建物を借用している場合は、併せて借用証書類)                                                                                                                                             | ○        | ○        |
| 9  | 一般廃棄物処理事業計画書                                                                                                                                                                          | ○        | ○        |
| 10 | 中間処理施設における中間処理後の一般廃棄物の処分方法を記載した書類                                                                                                                                                     | ○        | ○        |
| 11 | 中間処理における一般廃棄物の処理工程図(フローシート)                                                                                                                                                           | ○        | ○        |
| 12 | 中間処理施設又は最終処分場の概要を記載した書類                                                                                                                                                               | ○        | ○        |
| 13 | 放流水の状況及び放流先の概要を記載した書類                                                                                                                                                                 | ○        | ○        |
| 14 | 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図(縮尺1万分の1程度)                                                                                                                        | ○        | ○        |
| 15 | 令第5条に規定する一般廃棄物処理施設にあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類                                                                                                                              | ○        |          |
| 16 | 一般廃棄物処理施設の維持管理計画書                                                                                                                                                                     | ○        |          |
| 17 | 最終処分場における災害防止のための計画書(最終処分場に限る。)                                                                                                                                                       | ○        |          |
| 18 | 最終処分場における埋立処分計画書(最終処分場に限る。)                                                                                                                                                           | ○        |          |
| 19 | 中間処理施設又は最終処分場における施設等の配置図                                                                                                                                                              | ○        | ○        |
| 20 | 施設の所有権又は施設を使用する権原を有することを証する書類                                                                                                                                                         | ○        | ○        |
| 21 | 事業場の用に供する土地等の調書、中間処理施設又は最終処分場に係る土地の切絵図又は地籍図及び登記事項証明書(申請者が所有権を有しない場合は、併せて当該土地                                                                                                          | ○        | ○        |

|     |                                                                                                                                                 |   |   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
|     | を使用する権原を有することを証明する書類)                                                                                                                           |   |   |
| 2 2 | 中間処理施設又は最終処分場（計画地を含む。）の全体を撮影した写真                                                                                                                | ○ | ○ |
| 2 3 | 事業に伴う関係法令等の所要手続の進捗状況及び見通しを記載した書類                                                                                                                | ○ | ○ |
| 2 4 | 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（技術管理者の資格を明らかにする書類等）                                                                                                 | ○ |   |
| 2 5 | 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類                                                                                                                | ○ | ○ |
| 2 6 | (1) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類<br>(2) 申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | ○ | ○ |
| 2 7 | 申請者が法人である場合は、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書）                                                                                        | ○ | ○ |
| 2 8 | 法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨の誓約書                                                                                                                     | ○ | ○ |
| 2 9 | 一般廃棄物の処理の流れ図を記載した書類                                                                                                                             | ○ | ○ |
| 3 0 | 契約（予定を含む。）事業所の名簿                                                                                                                                | ○ | ○ |
| 3 1 | 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に関する講習を修了した者の修了証の写し（事業を行うに足る技術的能力を証する書類）                                                                    | ○ | ○ |
| 3 2 | 中間処理施設又は最終処分場の隣地所有者、周辺住民及びその他利害関係者の同意書                                                                                                          | ○ | ○ |
| 3 3 | その他市長が必要と認める書類                                                                                                                                  | ○ | ○ |

備考 29の項から31の項までは、法定施設で、自ら排出した一般廃棄物を自ら処分する場合は除く。

## 7. 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成13年3月27日規則第59号

(最終改正) 平成24年2月23日

### 目次

#### 第1章 総則(第1条)

#### 第2章 一般廃棄物

##### 第1節 一般廃棄物再生利用業(第2条―第9条)

##### 第2節 一般廃棄物処理施設(第10条―第16条)

#### 第3章 産業廃棄物

##### 第1節 事業者(第17条―第19条)

##### 第2節 産業廃棄物再生利用業(第20条)

##### 第3節 産業廃棄物処理業者(第21条―第24条)

##### 第4節 特別管理産業廃棄物処理業者(第25条―第28条)

##### 第5節 産業廃棄物処理施設(第29条―第32条)

##### 第6節 県外から搬入される産業廃棄物(第33条)

#### 第4章 雑則(第34条)

#### 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### 第2章 一般廃棄物

#### 第1節 一般廃棄物再生利用業

##### (一般廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する指定(以下この節において「再生利用個別指定」という。)を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業の範囲
- (4) 再生利用を行う事業所の所在地
- (5) 再生利用の目的
- (6) 再生利用の方法
- (7) 取引関係
- (8) 事業開始予定年月日
- (9) 当該再生利用個別指定の事業に係る担当者及び連絡先
- (10) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所
- (11) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号リに規定する役員の氏名及び住所
- (12) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (13) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (6) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (8) 申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令第2条の2又は第2条の4に規定する基準に適合することを証明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 事務所及び事業場の付近の見取図
- (11) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (13) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (14) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合は、登記事項証明書）
- (16) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

3 市長は、第1項の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、所定の再生利用個別指定業指定証（以下「指定証」という。）を交付するものとする。

4 再生利用個別指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第2項の規定にかかわらず、再生利用個別指定の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り、同項第1号から第4号まで及び第9号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

6 第4項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

7 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 再生利用個別指定を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 再生輸送を行う場合

ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその収集又は運搬の委託を受けることとされていること。

イ 省令第2条の2各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなす。

(2) 再生利用を行う場合

ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。

イ 省令第2条の4各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第1号ロ(1)に掲げる要件に適合する者とみなす。

ウ 排出事業者から引き取られた対象一般廃棄物が再生の用に供されること。

エ 排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が予定されており、かつ、その取引関係に継

続性があること。

- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 生活環境の保全上の支障が生じないこと。
- (5) 申請者が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の取消し)

第3条 市長は、再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が前条第8項の基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すことができる。

(一般廃棄物再生利用業の変更の申請等)

第4条 再生利用個別指定業者は、その一般廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業変更指定申請書により、市長に当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 指定年月日及び指定番号
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更に係る再生利用の方法
- (7) 変更に係る取引関係
- (8) 事業変更予定年月日
- (9) 事業担当者及び連絡先
- (10) 第2条第1項第10号から第13号までに掲げる事項

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(一般廃棄物再生利用業の変更の届出)

第5条 再生利用個別指定業者は、第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる事項並びに次に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条第1項第10号の法定代理人
- (2) 第2条第1項第11号の役員、同項第12号の株主又は出資をしている者及び同項第13号の使用人

2 前項の規定による届出をする場合においては、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事務所の付近の見取図及び個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる事項の変更の場合は、個人にあっては住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、法人にあっては定款又は寄附行為(変更に係る事項が名称である場合に限る。)及び登記事項証明書
- (3) 第2条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事業所の付近の見取図
- (4) 第2条第1項第7号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の取引関係を記載した書類
- (5) 前項各号に掲げる事項の変更の場合は、同項各号に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(同項第2号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書)

(一般廃棄物再生利用業の廃止の届出)

第6条 再生利用個別指定業者は、その再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出には、指定証を添付しなければならない。

(指定証の再交付)

第7条 再生利用個別指定業者は、指定証を紛失し、又は破損したときは、所定の再生利用個別指定業指定証再交付

申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

(指定証の書換え、返納等)

第8条 再生利用個別指定業者は、第5条第1項各号列記以外の部分の規定により再生利用個別指定の変更の届出をするとき、又は第6条の規定により再生利用個別指定の事業の一部廃止の届出をするときは、併せて指定証を提出し、その書換えを受けなければならない。

2 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の指定証、第2号の場合は当該変更に係る指定を受ける前の指定証、第6号の場合は再交付を受ける前の指定証)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により指定証の書換えを受けたとき。
- (2) 第4条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の変更に係る指定を受けたとき。
- (3) 指定証に記載された指定の有効期間を満了したとき。
- (4) 第6条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の全部を廃止したとき。
- (5) 第3条の規定により再生利用個別指定の取消しを受けたとき。
- (6) 前条の規定により指定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により指定証の再交付を受けた場合は、紛失した指定証を発見したとき。

(指定を受けた者の責務等)

第9条 再生利用個別指定業者は、毎年6月30日以前の1年間に於ける一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに運搬量又は処分量等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物を車両によって運搬する再生輸送業者にあっては、政令第3条第1号の規定を準用する。

## 第2節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第10条 市長は、次に掲げる許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置、変更)許可証(以下この節において「許可証」という。)を交付しなければならない。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可
- (2) 法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可

(許可証の書換え、返納等)

第11条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証の書換えを受けなければならない。

- (1) 法第9条第3項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)の変更の届出を行ったとき。
  - (2) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けたとき。
  - (3) 法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可を受けたとき。
  - (4) 法第9条の7第2項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の相続の届出を行ったとき。
- 2 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。
- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
  - (2) 法第9条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
  - (3) 法第9条の2第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたとき又は法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定により法第8条第1項の許可の取消しを受けたとき。
  - (4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
  - (5) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

- 3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る一般廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第13条 法第9条の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の一般廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第14条 ごみ処理施設の設置者は、省令第4条の5第1項第14号の水質検査及びばい煙に関する検査並びに同項第2号二の引出灰の熱しゃく減量に関する検査を月1回以上、同号の機能検査を年1回以上実施しなければならない。

2 し尿処理施設(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下次条において同じ。)の設置者は、省令第4条の5第2項第12号の水質検査を月1回以上、機能検査を年1回以上実施しなければならない。

(精密機能検査)

第15条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、省令第5条の規定により、精密機能検査を3年に1回以上実施しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置)

第16条 法第15条の2の5の規定による届出を行おうとする者は、所定の産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受け付けたときは、所定の受理書を交付しなければならない。

### 第3章 産業廃棄物

#### 第1節 事業者

(分析証明書の保有)

第17条 事業者(中間処理業者を含む。次条において同じ。)は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんに限る。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。

- (1) 当該産業廃棄物の水素イオン濃度指数
- (2) 油分の含有量及び溶出量(燃え殻、鉱さい及びばいじんに係るものを除く。)
- (3) 有害産業廃棄物(有害物質(カドミウム又はその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類をいう。以下同じ。))が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号。以下この条において「有害判定基準」という。)に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。)を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあっては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

ア カドミウム又はその化合物、シアン化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル及びセレン又はその化合物 当該産業廃棄物中の含有量及び当該含有量では有害判定基準に定める基準を超えるおそれがある場合にあつては、有害判

定基準に定める方法による検出値

- イ 有機りん化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼン 有害判定基準に定める方法による検出値

ウ ダイオキシン類 有害判定基準に定める方法による検出値

- 2 前項の分析証明書は、処理の日前6月以内(ダイオキシン類については、1年以内)に、市長の指定する者又は公共機関が作成したものとする。ただし、当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法を変更した場合には、その変更の都度作成したものとする。

(産業廃棄物の委託等の方法)

- 第18条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、前条第1項の分析証明書又はその写しを、委託しようとする者に交付しなければならない。

(報告のための帳簿)

- 第19条 事業者(政令第6条の4に規定する事業者及び法第12条の2第14項に規定する事業者を除く。)は、省令第8条の5第1項の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 2 前項の帳簿の取扱いについては、省令第2条の5第2項及び第3項の例によるものとする。

## 第2節 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業)

- 第20条 第2章第1節の規定は、省令第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の再生利用業の指定について準用する。この場合において、第2章第1節中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第2条第1項中「第2条第2号及び第2条の3第2号」とあるのは「第9条第2号及び第10条の3第2号」と、同項第10号中「第7条第5項第4号チ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、同項第13号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、同条第2項第7号中「第7条第5項第4号イからヌまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからヘまで」と、同項第8号中「第2条の2又は第2条の4」とあるのは「第10条又は第10条の5」と、同項第13号中「第7条第5項第4号チ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、同項第16号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、同条第4項中「2年」とあるのは「5年」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第20条において準用する第2条第2項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第20条において準用する第2条第4項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第20条において準用する第20条第6項」と、同条第8項第1号イ中「第2条の2各号」とあるのは「第10条各号」と、同項第2号イ中「第2条の4各号」とあるのは「第10条の5各号」と、同項第5号中「第7条第5項第4号イからヌまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからヘまで」と、第3条中「前条第8項」とあるのは「第20条において準用する第2条第8項」と、第4条第1項第10号中「第2条第1項第10号から第13号まで」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第10号から第13号まで」と、第4条第2項中「第2条第2項及び第3項の規定は、前項」とあるのは「第20条において準用する第2条第2項及び第3項の規定は、第20条において準用する第4条第1項」と、第5条中「第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」と、第5条第1項第1号中「第2条第1項第10号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第10号」と、同項第2号中「第2条第1項第11号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第11号」と、同条第2項第1号中「第2条第1項第1号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第1号」と、同項第2号中「第2条第1項第2号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第2号」と、同項第3号中「第2条第1項第4号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第4号」と、同項第4号中「第2条第1項第7号」とあるのは「第20条において準用する第2条第1項第7号」と、同項第5号中「前項各号」とあるのは「第20条において準用する第5条第1項各号」と、第8条第1項中「第5条第1項各号列記以外の部分」とあるのは「第20条において準用する第5条第1項各号列記以外の部分」と、「第6条」とあるのは「第20条において準用する第6条」と、同条第2項第2号中「第4条」とあるのは「第20条において準用する第4条」と、同項第4号中「第6条」とあるのは「第20条において準用する第6条」と、同項第5号中「第3条」とあるのは「第20条において準用する第3条」と、第9条第2項中

「第3条第1号」とあるのは「第6条第1号」と読み替えるものとする。

### 第3節 産業廃棄物処理業者

(産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第21条 法第14条の2第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 産業廃棄物処分量の種類(中間処理及び最終処分)の追加
- (4) 許可条件の変更

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

第22条 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

(許可証の書換え、返納等)

第23条 産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の2又は第10条の6に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の変更
  - (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)の変更
  - (3) 取り扱う産業廃棄物及び産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
  - (4) 産業廃棄物処理業の一部の取消し
  - (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更
  - (6) 省令第9条の2第3項又は第10条の4第3項に掲げる基準に適合していると市長が認める者にあっては、当該基準への不適合
- 2 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。
- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
  - (2) 法第14条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
  - (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
  - (4) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)
  - (5) 法第14条の3の規定により産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき(産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。)
  - (6) 前条第1項の規定により産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)
  - (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- 3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。
- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
  - (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第24条 産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

#### 第4節 特別管理産業廃棄物処理業者

(特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第25条 法第14条の5第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 特別管理産業廃棄物処分業の種類(中間処理及び最終処分)の追加
- (4) 許可条件の変更

(特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出)

第26条 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の特別管理産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

(許可証の書換え、返納等)

第27条 特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の14又は第10条の18に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の変更
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)の変更
- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更
- (6) 省令第10条の12第2項の規定により読み替えて適用される省令第9条の2第3項又は省令第10条の16第2項の規定により読み替えて適用される省令第10条の4第3項に掲げる基準に適合していると市長が認める者にあつては、当該基準への不適合

2 特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の5第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)
- (5) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定により特別管理産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。)
- (6) 前条第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)
- (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。

- (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第28条 特別管理産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

## 第5節 産業廃棄物処理施設

(許可証の書換え、返納等)

第29条 市長は、産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。)から法第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。)の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する第9条の7第2項の規定により産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、省令第12条の5に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを行わなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第15条の2の7の規定により使用の停止を命じられ、又は法第15条の3の規定により許可の取消しを受けたとき。
- (4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- (5) 産業廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る産業廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

4 市長は、産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限り。)から法第15条の2の6第3項において準用する第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限り。)の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する第9条の7第2項の規定により、産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、所定の受理書を交付しなければならない。

(許可証の再交付)

第30条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(産業廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第31条 法第15条の2の7の規定により産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の産業廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の譲受けの許可等)

第32条 市長は、法第15条の4において準用する第9条の5の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証を交付しなければならない。

- 2 市長は、法第15条の4において準用する第9条の6の規定により産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設合併(分割)認可証を交付しなければならない。

#### 第6節 県外から搬入される産業廃棄物

(県外から搬入される産業廃棄物)

第33条 県外に事業所を有し、当該事業所から生じた産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含み、法第15条の4の3第1項の規定による環境大臣の認定を受けたものを除く。以下この条において同じ。)を市内で処分しようとする事業者(以下この条において「県外事業者」という。)は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した所定の市内搬入処分事前協議書(以下「事前協議書」という。)を、当該産業廃棄物の最初の市内搬入処分予定日の3月前までに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 市内に搬入する産業廃棄物の種類
- (2) 市内に搬入する当該産業廃棄物の量
- (3) 市内に搬入する期間
- (4) 当該産業廃棄物を排出する施設
- (5) 当該産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとし、その提出部数は、正本1部、副本1部とする。

- (1) 当該産業廃棄物の分析証明書(産業廃棄物の種類ごとに市長が指定する事項の分析証明書とし、市長の指定する者又は公共機関が作成したものとする。)
- (2) 当該産業廃棄物の排出の経路図
- (3) 当該産業廃棄物の処分に関する処理業者との契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に定める事前協議書の提出があったときは、必要に応じて県外事業者の事業所の産業廃棄物を所管する関係公共団体の意見を求め、市内搬入の可否を県外事業者に通知するものとする。

4 県外事業者は、市長が市内搬入処分を認めた場合は、諸法令に定める手続を終了しなければ当該産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

5 第1項の事前協議を行った者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更予定日の1月前までに再び市長と協議しなければならない。

- (1) 第1項第2号から第5号までに掲げる事項
- (2) 当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法

6 第1項の承認は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

7 第1項から第5項までの規定は、前項の承認の更新について準用する。

8 県外事業者は、当該産業廃棄物の適正な処理に努め、その処理について市長の指示に従わなければならない。

#### 第4章 雑則

(最終処分場の台帳の閲覧)

第34条 法第19条の11第3項の規定による台帳(以下この条において「届出台帳」という。)の閲覧をしようとする者は、所定の廃棄物最終処分場台帳閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

2 届出台帳の閲覧場所は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課内とする。

3 届出台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 次に掲げる日には、届出台帳を閲覧することができない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

5 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、届出台帳の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) 届出台帳を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- (3) 係員の指示に従わない者

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年岡山県規則第61号)第12条第1項又は第2項の規定により岡山県知事から指定又は認定を受けている者は、平成16年3月31日までは、この規則第11条第1項の指定を受けているものとみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に岡山県知事のした許可等の処分その他の行為で、この規則の施行日以後において倉敷市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、倉敷市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 4 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)前に岡山県知事のした法に基づく許可等の処分その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、編入日以後においては、市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則(平成17年7月27日規則第118号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日規則第167号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月12日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第28号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に得ていた倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第33条第1項の規定による承認及び同条第6項の規定による更新の承認に係る効力の期間は、なお従前の例による。

## 8. 倉敷市事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付要綱

平成15年9月24日告示第559号

(最終改正) 平成17年3月16日

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、事業活動によって排出されるガラス製容器を再資源化するための施設を設置し、及び処理した事業者(以下「事業者」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 市内に事務所を有していること。
- (2) 再資源化の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有していること。
- (3) 再資源化の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有していること。
- (4) 再資源化の処理を長期的かつ安定的に業として行える見込みがあること。
- (5) 再資源化の処理後の製品が、確実に再生利用(再商品化)される見込みがあること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法律」という。)第7条第3項第4号イからエまでのいずれにも該当しないこと。
- (7) 再資源化する処理施設等を設置していること。
- (8) 市税を完納していること。

### (補助金対象者の承認申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者は、所定の承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 資金計画書
- (3) 処理施設の概要書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助金対象者の承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請書等を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、所定の承認通知書により事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事業者が、事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、所定の変更等申請書をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (処理方法)

第5条 処理施設における処理方法については、ガラス製容器をカレットにし、再生利用できる状態にするものとする。

### (補助対象品目)

第6条 補助対象品目は、倉敷市内から排出される容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に規定する容器包装廃棄物であってガラス製のものとする。

### (補助基準額)

第7条 補助基準額は、ガラス製容器を処理した重量10キログラム当たり200円とする。

(補助対象額)

第8条 補助対象額は、第7条に規定する補助基準額から、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号)第11条第1号イに定める処理手数料単価を差し引いた当該金額に事業者が処理した重量を乗じて得た額とする。

(補助金の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者は、毎月所定の交付申請書に市の施設(倉敷西部清掃施設組合を含む。)の計量器で計量したガラス製容器の実重量が確認できる関係書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の申請は、申請月の前月に計量器で計量したガラス製容器の実重量をもって行うものとする。

2 前項の交付申請書は、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条に規定する申請書等を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、適正に処理されたと認めたときは、所定の通知書により補助金交付の決定を行い、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還命令等)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けようとする事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付申請書の記載事項に偽り又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不適当と認められる事実があったとき。

(調査又は指導)

第12条 市長は、施設の設置及び管理並びに処理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(関係法令の遵守等)

第13条 事業者は、当該事業の実施に当たっては、法律その他関係法令を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 平成15年度の承認申請等の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則(平成17年3月16日告示第145号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## 9. 倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程

昭和45年3月11日訓令第6号  
(最終改正) 平成21年4月1日

### (設置)

第1条 本市の清掃事業の運営を円滑に行うため、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び取消しに関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の改定に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は環境リサイクル局長を、副会長はリサイクル推進部長をもつて充てる。
- 3 委員は、環境事業関係部署の課長以上の職にある者をもつて充てる。

### (職務)

第4条 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。
- 5 急施を要し、検討委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

### (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課において処理する。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか検討委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月7日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

## 10. 倉敷市水島ふれあいセンター条例

平成10年12月24日条例第51号

(最終改正) 平成18年3月24日

(目的及び設置)

第1条 地域の住民に対し、スポーツ・レクリエーション等の場を提供し、心身の健康保持と明るく住みよい地域社会づくりに資するため、倉敷市水島ふれあいセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置                 |
|---------------|--------------------|
| 倉敷市水島ふれあいセンター | 倉敷市水島川崎通1丁目1の113番地 |

2 センターには、次の施設を設ける。

- (1) コミュニティーハウス
- (2) 体育館
- (3) 多目的広場
- (4) 子供広場

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーションのための施設の提供
- (2) 講座、集会及び休養のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年倉敷市条例第54号)に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設等の使用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第13条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第8条 センター(子供広場を除く。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

(1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。)

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(使用許可等)

第9条 有料施設等(多目的広場並びに有料施設(コミュニティーハウス内の研修室及び大広間並びに体育館をいう。)をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 コミュニティーハウス内の和室、プレールーム、アトリウム、男子浴室又は女子浴室を使用しようとする者は、使用の際、別に定める事項を届け出なければならない。

3 市長は、第1項の許可に当たり、有料施設等の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(許可制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 有料施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 営利目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有料施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第11条 有料施設等の連続使用は、3日を限度とする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、第9条第1項の規定により、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは有料施設等からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第10条各号の規定に該当するとき。

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、立入りを拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) 酩酊めいていて他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物の類たぐいを携行する者
- (3) 市長の許可なくして張り紙又は広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認める者

(使用料)

第14条 市長は、使用者から、別表の規定により算定した額の使用料を徴収する。この場合において、10円未満

の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の使用料は、第9条第1項の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、別に納期限を定めて納付させることができる。

#### (使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を規則で定めるところにより還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用者が使用開始前に使用の取消しを届け出た場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用許可の変更を申請した場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において相当の理由があると認めるとき。

#### (使用料の減免)

第16条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

#### (利用料金)

第17条 市長は、センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第14条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

#### (職員の立入り等)

第18条 センターの職員が職務執行のため使用許可をした有料施設等に立ち入るときは、使用者は、これを拒むことができないとともに、当該職員の指示に従わなければならない。

#### (利用者の責任)

第19条 利用者(施設を使用する者をいう。以下同じ。)は、施設の使用に当たっては、十分な注意を払わなければならない。

2 利用者は、施設を損傷したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成11年1月規則第1号で、同11年2月20日から施行)

附 則(平成17年3月25日条例第48号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市水島ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

別表(第14条、第17条関係)

| 使用場所\使用時間  |     | 昼間                     | 夜間                     |
|------------|-----|------------------------|------------------------|
|            |     | 午前9時から午後5時<br>まで1時間につき | 午後5時から午後9時<br>まで1時間につき |
| コミュニティーハウス | 研修室 | 140円                   | 210円                   |
|            | 大広間 | 105円                   | 140円                   |
| 体育館        | 全面  | 455円                   | 805円                   |
|            | 半面  | 245円                   | 420円                   |

備考

1 1時間に満たない時間は、1時間とする。

2 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

3 この表に掲げる時間帯以外の時間における有料施設の使用に係る使用料は、午前5時から午前9時までの間に係る使用にあつては昼間分の、それ以外の時間帯に係る使用にあつては夜間分の金額とする。

## 11. 倉敷市リサイクル推進センター条例

平成16年9月24日条例第36号

(最終改正) 平成21年3月26日

### (目的及び設置)

第1条 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進に関する情報提供等を通じて、循環型社会に対する意識啓発等を図り、もって快適な市民生活環境づくり及び地球環境の保全に資するため、倉敷市リサイクル推進センター（以下「推進センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置              |
|----------------|-----------------|
| 倉敷市リサイクル推進センター | 倉敷市児島小川町3697番地4 |

2 推進センターには、次の施設を設ける。

- (1) 第1リサイクル学習室
- (2) 第2リサイクル学習室
- (3) リサイクル体験室
- (4) 展示コーナー
- (5) 情報コーナー
- (6) 修理・再生室
- (7) 多目的広場

### (事業)

第3条 推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進の啓発
- (2) 循環型社会を構築するために、学習し、及び体験することができる場の提供
- (3) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進のための情報の収集、整理及び研究
- (4) 推進センターを利用する市民及び事業者の自主的な活動の支援
- (5) 再生修理可能品を修理再生した物及び再利用可能物の展示及び提供
- (6) 廃食用油燃料化事業（バイオディーゼル事業）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、推進センターの設置目的を達成するために市長が必要と認めた事業

### (指定管理者による管理)

第4条 推進センターの管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

### (指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 推進センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 第3条各号に規定する事業に関する業務
- (5) 推進センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第14条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 推進センターの開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第8条 推進センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日とする。)
  - (2) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで。)
- 2 市長は、必要と認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(使用者の範囲)

第9条 推進センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(使用の許可)

第10条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、展示コーナー、情報コーナー及び修理・再生室及び多目的広場(独占して使用する場合を除く。)の使用については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可に当たり、施設等の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(許可制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 営利目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第12条 施設等の連続使用は、3日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、第10条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは施設からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第11条各号の規定に該当するとき。

(入場の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 酩酊めいて他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類たぐいを携行する者
- (3) 市長の許可なくして営業行為を行い、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認める者

(使用料)

第15条 施設等の使用料は無料とする。ただし、市長は、多目的広場の使用者(独占して使用する場合に限る。)から、別表の規定により算定して得た額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、第10条の規定により使用を許可する際に徴収する。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により多目的広場を使用できないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第18条 市長は、推進センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第15条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、施設において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(使用者の責務)

第19条 使用者は、施設等を適正に使用しなければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた施設等の使用権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作等の制限)

第20条 使用者は、施設等の使用に際し、施設に造作を加え、又は特別の設備を設置してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の立入り等)

第21条 使用者は、施設の職員が職務執行のため使用許可した施設に立ち入るときは、これを拒むことができないとともに、当該職員の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第22条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに施設の職員の指示に

従い、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の処置を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第23条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に基づいて原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月31日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第49号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月27日条例第90号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第15条、第18条関係)

| 施設名   | 単位     | 金額     |
|-------|--------|--------|
| 多目的広場 | 1時間につき | 1,000円 |

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。

## 12. 倉敷市リサイクル推進センターにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱

平成16年10月29日告示第565号

(最終改正) 平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市リサイクル推進センター条例(平成16年倉敷市条例第36号。以下「条例」という。)第3条第5号に関して必要な事項を定めるものとする。

(寄贈品の収受)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する再利用又は再生利用が可能な物品(以下「提供品」という。)を寄贈品として収受することができる。

- (1) 原状のまま又は小規模修理により再利用が可能な木製品
  - (2) 単行本及び書籍(雑誌、写真集及び成人指定書籍を除く。)で汚損又は破損のないもの
  - (3) 洗濯済の衣類(下着類を除く。)
- 2 前項各号に該当する物を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、所定の寄贈調書に、その品目、数量、価格、住所、氏名等を記載しなければならない。
- 3 寄贈者は、提供品の寄贈を行おうとするときは、自己の責任及び費用負担において倉敷市リサイクル推進センター(以下「推進センター」という。)へ持込みを行うものとし、持込み時間は、推進センターの開館日の午前10時から午後4時までとする。

(提供品の頒布及び販売)

第3条 市長は、提供品を倉敷市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第89号)第6条第1号の規定に基づき、古本及び古着は無償で頒布し、木製品は有償で売却するものとする。

- 2 古本及び古着の提供品を無償で頒布したときは、譲受人より所定の受領調書を徴しなければならない。
- 3 木製品の提供品を有償で売却するときは、対象品を一定期間推進センター内に展示し、その期間内に所定の抽せん申込書による購入申込みを受け付け、期間経過後に抽せんを行うことにより購入者を決定するものとする。この場合において、当選発表は、当選者に対して所定の当選通知書の発送により行うものとする。

(提供品の優先頒布)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、展示前の提供品を無償で優先的に頒布することができる。

- (1) 火災、震災等の被災者のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者の生活再建のために社会福祉事務所長が必要であると認めたとき。
- (2) 市内の社会福祉事業等のボランティア活動が無償で行う者の活動のために市長が特に必要と認めたとき。

(有償提供品の引渡し)

第5条 第3条第3項の当選者は、当選通知書とともに送付される納付書記載の代金を倉敷市指定金融機関に指定日までに支払い、その領収書を引取りの際に持参するものとする。

- 2 提供品の引渡しは、当選通知書の発送日から3週間以内とし、前項の当選通知書と引き換えに行うものとする。
- 3 前項に規定する期間内に提供品の受領がなされないときは、当選は効力を失うものとする。
- 4 提供品の持ち帰りは、受領者の責任及び費用負担において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第210号)

この要綱は、告示の日から施行する。